

P F I 等導入可能性調査報告書 (素案)

令和 年 月

朝霞和光資源循環組合

P F I 等導入可能性調査報告書

<目 次>

第1章	はじめに.....	1
1.1.	本業務の目的.....	1
1.2.	PFI 等導入可能性調査のフロー	1
1.3.	事業概要の整理.....	2
第2章	事業方式の検討.....	6
2.1.	事業方式の概要.....	6
2.2.	近年の動向.....	26
2.3.	事業方式の抽出.....	27
第3章	事業スキームの検討.....	31
3.1.	法的課題の整理.....	31
3.2.	事業範囲の検討.....	38
3.3.	リスク分担の検討.....	44
3.4.	事業期間の検討.....	47
3.5.	SPC の設立検討	49
3.6.	想定される事業スキーム.....	50
第4章	市場調査の実施.....	52
4.1.	市場調査の概要.....	52
4.2.	市場調査結果まとめ.....	56
第5章	経済性検討.....	66
5.1.	VFM の考え方と算定手順	66
5.2.	前提条件の設定.....	69
5.3.	VFM 算定結果	75
第6章	総合評価.....	80
6.1.	評価方法の選定.....	80
6.2.	評価項目及び評価の視点.....	81
6.3.	評価基準について.....	82
6.4.	総合評価.....	82
6.5.	今後の検討事項.....	87
6.6.	今後の事業内容.....	88

第1章 はじめに

1.1. 本業務の目的

本業務では、朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）が新たなごみ広域処理施設を整備するにあたり、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会が令和2（2020）年5月に策定したごみ処理広域化基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき行う施設整備に係る基本事項を定める（仮称）ごみ広域処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の検討と並行して、本事業に最適な事業方式（施設整備及び運営方法）を選定するためにPFI等導入可能性調査を行う。

1.2. PFI等導入可能性調査のフロー

本調査のフローは、図1-1に示すとおりである。

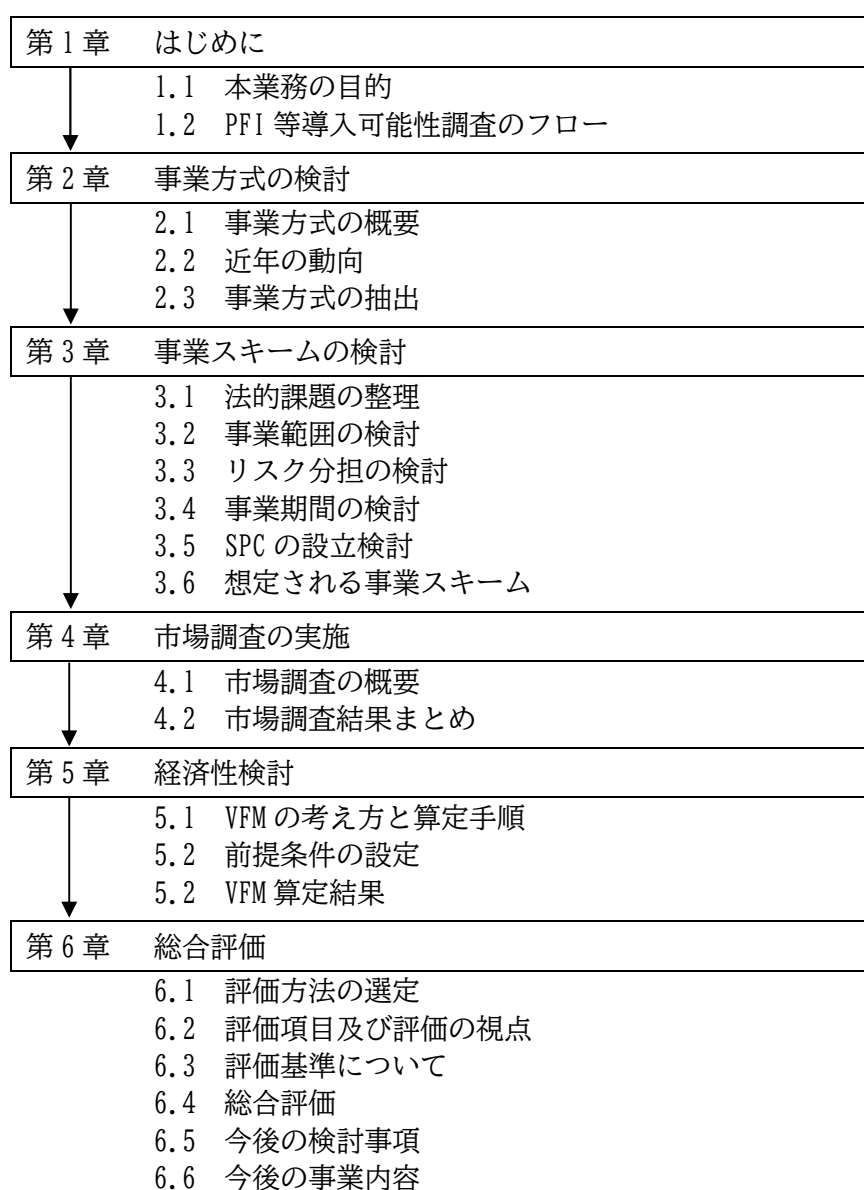


図1-1 本調査のフロー

1.3. 事業概要の整理

1.3.1. 本施設の概要

本事業で想定している本施設の概要は、表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 本施設の概要

施設名称(仮称)	ごみ広域処理施設
建設予定地	埼玉県和光市新倉 8 丁目地内
敷地面積	約 2.49ha
供用開始(予定)	令和 10(2028)年度
対象施設	ごみ焼却施設
処理方式	ストーカ方式
施設規模	175t/日(87.5t/24h×2 炉)
処理対象廃棄物	燃やすごみ、破碎残渣、処理残渣
余熱利用	【場内利用】 蒸気、温水、電力 【場外利用】 発電
発電効率	19.0%以上
対象施設	不燃・粗大ごみ処理施設
処理方式	破碎・選別・保管
施設規模	17t/日
処理対象廃棄物	燃やせないごみ・有害ごみ、粗大ごみ、不法投棄物、他施設で混入していた不燃ごみ等返品分等

1.3.2. 整備・運営コンセプト

基本計画では、基本構想における広域処理の基本方針や両市の上位計画を踏まえて、新ごみ広域処理施設の整備・運営のコンセプトを以下のとおり設定した。

事業方式等の検討においても、整備・運営コンセプトを実現できる事業スキーム、事業方式等とする必要があるため、これらを本調査における基礎条件の1つとする。

コンセプト① 経済性・効率性を確保した施設

- 建設から維持管理まで含めたトータルでの経済性や効率性に優れた施設

コンセプト② 安心かつ安全で安定性に優れ、長期稼働できる施設

- 日常的な施設の稼働や維持管理において安心かつ安全性に優れた施設
- 耐久性に優れ、安定的に長期稼働が可能な施設

コンセプト③ 環境負荷が少なく、循環型社会の形成を推進する施設

- 適切な環境保全・公害防止対策により、環境負荷を低減する施設
- 処理に伴い発生するエネルギーを最大限に回収し、効率よく活用できる施設

コンセプト④ 地域社会に貢献できる施設

- 積極的な情報公開のもと、地域住民に信頼され、安心して受入れてもらえる施設
- 地域住民が身近に訪れることができ、周辺の景観と調和のとれた施設
- 環境問題やエネルギー問題を学習できる施設

コンセプト⑤ 災害に対して強靱性を有する施設

- 浸水・地震対策等に万全を期し、災害に対して強靱な廃棄物処理システムを確保した施設
- 災害廃棄物を円滑かつ適切に処理するための拠点となる施設
- 災害時の一時避難スペースとしても活用できる施設

図 1-2 整備・運営コンセプト

1.3.3. 立地条件等

立地条件等は、表 1-2 に示すとおりである。建設予定地は、図 1-3 に示すとおりである。

表 1-2 立地条件等

地形、土質等		①地形	: 三角州性低地(傾斜区分 5 度未満)
		②地質	: 表層 第四紀未固結堆積物(泥)
		③地歴	支持層 GL-20m : 以前、焼却施設が存在し、その建屋を利用して資源ごみ選別施設・ストックヤードが設置されているため、土壌汚染のおそれあり。
土地利用		①都市計画区域	: 都市計画区域内
		②区域区分	: 市街化調整区域
		③地区計画等	: 指定なし
		④用途地域	: 指定なし
		⑤防火・準防火地域	: 指定なし
		⑥高度地区	: 指定なし
		⑦建ぺい率	: 60%
		⑧容積率	: 200%
		⑨道路斜線制限	: 1.25
		⑩隣地斜線制限	: 1.25/20m
		⑪日影規制	: あり(対象建築物: 高さが 10m を超える建築物 測定水平面: 4.0m) ・敷地境界線から 5m 超 10m 以内 5 時間以上 ・敷地境界線から 10m 超 3 時間以上
		⑫近隣緑地保全地区	: 指定なし
		⑬特別緑地保全地区	: 指定なし
		⑭緑化率	: 敷地面積 × 25% 以上
		⑮都市施設	: 和光市ごみ焼却ごみ処理場
		⑯雨水流出抑制施設	: 設置が必要
		⑰その他	: 第 1 種農地を含む
インフラ整備状況		①電気	: 特別高圧線に接続が可能。
		②給水 旧焼却場	: 給水管(φ25mm)
		前面道路	: 給水本管(φ150mm)
		③排水 建設予定地	: 荒川右岸流域下水道新河岸第 19 処分庫東部第 2 区分
		(污水) 前面道路	: 東部第 1 号污水幹線が敷設されている。
防災	想定震度	①想定震度	: 震度 6 強(東京湾北部地震 マグニチュード 7.3)
	浸水想定	①浸水想定(荒川氾濫)	: 5.0~10.0m 未満(アクセスルート含む)
		②浸水実績	: あり
その他の留意事項	液状化	①液状化の危険度	: 極めて高い
	生活環境	・生活環境保全上の保全対象施設(特別養護老人ホーム和光苑)に近接しており、事業の推進に影響を与える生活環境保全上の課題がある。	
	車両集中	・和光市及び朝霞市からごみが持ち込まれることから、収集車両及び持込車両の台数が増加することが見込まれる。施設計画にあたり、対策を検討する必要がある。	
	手続き	・本施設は和光市まちづくり条例に基づく手続を行う必要がある。	
景観への影響	景観への影響	・景観法、和光市景観条例に基づく和光市景観計画により、開発行為に対する意匠上の配慮が課せられている。	



図 1-3 建設予定地

第2章 事業方式の検討

2.1. 事業方式の概要

国内の一般廃棄物処理事業において採用されている事業方式は、その実施主体や役割分担の違い等により、公設公営方式のほか、運転・維持管理を長期委託する長期包括委託方式、DBO方式、DBM方式及びPFI方式（BTO方式、BOT方式、BOO方式）がある。これらの事業方式における公共と民間事業者の役割を以下に示す。

表 2-1 事業方式の種類と公共・民間事業者の役割

項目	公設公営方式	公設+長期包括委託方式	DBM方式	DBO方式	PFI方式		
					BTO方式	BOT方式	BOO方式
公共関与の度合	強						弱
役割							
建設							
設計／建設	公※	公※	公※	公※	民	民	民
資金調達	公	公	公	公	民	民	民
運営							
運転	公	民	公	民	民	民	民
維持補修	公	民	民	民	民	民	民
解体	公	公	公	公	公	公	民
施設の所有							
建設期間	公	公	公	公	民	民	民
運営期間	公	公	公	公	公	民	民

※ 一般廃棄物処理施設（中間処理施設）は、公共発注の場合でも性能発注による設計施工一括発注（デザイン・ビルド）となる。

■ 公設公営方式

- ・ 公共が施設の設計・建設、運営（直営又は運転委託）等の全てを行う方式。

■ 公設+長期包括委託方式

- ・ 公共が施設の設計・建設を行う。運営に関して、複数年にわたり民間事業者に包括的に委託する方式。

■ DBM方式（Design－Build－Maintenance：設計－建設－維持管理）

- ・ 公共の資金調達により、施設の設計・建設、維持管理を民間事業者に包括的に委託する方式。運営段階では、運転管理は公共が、維持管理（補修・更新等）は民間事業者が行う。

■ DBO方式（Design－Build－Operate：設計－建設－運営）

- ・ 公共の資金調達により、施設の設計・建設、運営等を民間事業者に一括して委託する方式。

■ PFI方式

- ・ 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を設計・建設・運営を行う。PFI方式の中には以下の3つの方式があり、所有権を公共に移転するタイミングがそれぞれ異なる。

◇ BTO方式（Build－Transfer－Operate：建設－譲渡－運営）

- ・ 所有権は、施設の完成後に公共に移転する。

◇ BOT方式（Build－Operate－Transfer：建設－運営－譲渡）

- ・ 所有権は、運営期間終了後に公共に移転する。

◇ BOO方式（Build－Own－Operate：建設－所有－運営）

- ・ 所有権は、契約終了後においても民間事業者が引き続き施設を保有し、事業を継続する。または施設を撤去し現状復帰を行う。

表 2-1 に示した各事業方式について、一般廃棄物処理事業における概要を以下に示す。

(1) 公設公営方式の概要

① 特徴

項目	内容																										
仕組み	・ 公共が財源を確保し、施設の計画、調査から設計、建設、運転、維持管理、運営までを公共が主体で行う手法である。 ・ 設計・建設については、公共が建設事業者と請負契約を結ぶ。 ・ 施設運転、燃料や薬品等の用役調達、補修工事については、公共が直営で運転するか、運転事業者や関連事業者とそれぞれ委託契約を結ぶ。																										
資金調達	・ 全て公共が調達する。 (運転・維持補修等に係る費用の予算措置と執行は単年度毎が通例である)																										
役割とリスク分担	■役割 <table><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr><tr><td>公※</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></table> ※ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)は、性能発注による設計施工一括発注(デザイン・ビルド)となる。 ■リスク分担 ・ 全てのリスクを公共が負担(ただし、設計・建設工事は性能発注によるリスク分担となる)する。	役割					施設の所有		建設		運営			建設期間	運営期間	設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体	公※	公	公	公	公	公	公
役割					施設の所有																						
建設		運営			建設期間	運営期間																					
設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体																							
公※	公	公	公	公	公	公																					
長所	・ 事業の全段階において公共が事業主体となるため、信頼性は高い。 ・ 事業の全段階において公共が事業主体となるため、迅速な情報公開等の対応性が高い。 ・ 運転管理や施設修繕等に係る委託は単年度毎に実施するため、運営段階での制度及び施策変更等への対応は容易である。																										
短所 (課題)	・ PFI 方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 ・ 長期間にわたり財政支出を見通すことは難しい。 ・ 維持管理費は単年度毎の予算措置となり、長期的な施設運営を考慮した計画的な資金運用を図ることが困難である(設備の老朽化が進むと毎年の維持管理費の変動も大きく、その都度の予算措置が必要)。																										

② 導入事例

公設公営方式は従来から採用されてきた方式であり、導入実績は多数ある。

(2) 公設+長期包括委託方式の概要

① 特徴

項目	内容																										
仕組み	・公設公営方式の運営・運転・維持管理等を長期かつ包括的（施設運転、燃料や薬品等の用役調達、補修工事等を一括）に民間事業者に委託する。 ・新設、既設を問わず採用可能である。 SPC(特別目的会社) (Special Purpose Company: スペシャル・パーパス・カンパニー) ある特定の事業を実施することのみを目的として設立される事業会社。 地方公共団体 建設工事 建設工事請負契約 建設事業者 地方公共団体 運転、用役調達、補修工事等 運営業務委託契約 SPC (特別目的会社) 出資 配当 出資者 主なもの 委託 委託 運転事業者等 維持管理事業者 (SPC を設置しない事例もある)																										
資金調達	・施設整備費は公共が調達する。 ・運営費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。																										
役割と リスク 分担	■役割 <table><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr><tr><td>公※</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></table> ※ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)は、性能発注による設計施工一括発注(デザイン・ビルド)となる。 ■リスク分担 ・設計・建設は、公共がリスクを負担（ただし、設計・建設工事は性能発注によるリスク分担となる。）するものの、運営・運転・維持管理については、公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスクを分担する。	役割					施設の所有		建設		運営			建設期間	運営期間	設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体	公※	公	民	民	公	公	公
役割					施設の所有																						
建設		運営			建設期間	運営期間																					
設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体																							
公※	公	民	民	公	公	公																					
長所	・公共が建設の事業主体となるため、施設整備に対する信頼性は高い。 ・公共が建設の事業主体となるため、情報公開や制度変更等の対応性が高い。 ・運営期間の長期的かつ計画的な資金運用が可能である。																										
短所 (課題)	・建設事業者と運営事業者を別々に選定するため、それぞれの事業者選定に係る事務手続きと費用を要する。 ・運営事業者選定時は、建設事業者に選定された事業者が有利なことから、他の事業者が参入しにくく競争性が担保されにくい。 ・建設事業者と運営事業者が別業者の場合、建設事業者が有する特許技術や計装ソフトウェア、補修点検ノウハウ等の公開が限定され、トラブル等緊急時の対応に遅れが生じる可能性がある（特殊部品納入に時間を要し、処理の停滞や事故につながる可能性がある）。 ・PFI 方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 ・運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。																										

② 導入事例

公設＋長期包括委託方式の導入実績は、表 2-2 に示すとおりである。全体で 48 件の事例があるが、事業開始時の状態が新設の事例は 13 件となっている。

表 2-2 公設＋長期包括委託方式の導入事例（平成 23（2011）年度～令和 2（2020）年度）

No.	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	運営期間	入札 公告日	事業開始時 の状態
1	石狩市 （北海道）	焼却施設（ストーカ）	180t/日	一般廃棄物	11 年間	H23.4.20	既設
		破碎施設	40t/日				
		最終処分場	194,000m ³				
2	浦安市 （千葉県）	焼却施設（流動床）	270t/日	一般廃棄物	10 年間	H23.7.15	既設
		不燃・粗大ごみ処理 施設	70t/日				
		再資源化施設	42.5t/日				
		し尿処理施設	35kl/d				
3	岸和田市貝 塚市清掃施 設組合 （大阪府）	焼却施設（ストーカ） ＋溶融	531t/日	一般廃棄物	5 年間	H23.9.5	既設
		リサイクルセンター	74t/日				
4	中・北空知廃 棄物処理広 域連合（北海 道）	焼却施設（ストーカ）	85t/日	一般廃棄物	15 年間	H24.3.5	新設
5	橋本周辺広 域市町村圏 組合 （和歌山県）	焼却施設（ストーカ）	101t/日	一般廃棄物	10 年間	—	既設
		リサイクル施設	46.4t/日				
6	大仙美郷環 境事業組合 （秋田県）	焼却施設（ストーカ） ＋溶融	154t/日	一般廃棄物	10 年間	H24.4.5	既設
		リサイクルプラザ	45t/5h				
		最終処分場	63,000m ³				
7	にしはりま環 境事務組合 （兵庫県）	焼却施設（ストーカ）	89t/日	一般廃棄物	15 年間	H24.4.10	新設
		リサイクル施設	25t/5h				
8	西紋別地区 環境衛生施 設組合 （北海道）	焼却施設（ストーカ）	26t/16h	一般廃棄物	15 年 3 ヶ月 間	H24.4.18	新設
		破碎選別施設	5t/日				
		最終処分場	30,000m ³				
9	倉敷市 （岡山県）	焼却施設（ストーカ）	300t/日	一般廃棄物	21 年間（基 幹改良は、 25.9～ H29.3）	H25.3.18	既設
10	鳥羽志勢広 域連合 （三重県）	焼却施設（シャフト炉 式ガス化溶融）	95t/日	一般廃棄物	20 年間	H25.3.28	新設
		リサイクルセンター	27t/5h				
11	周南市 （山口県）	リサイクルプラザ	80t/5h	一般廃棄物	12 年 2 カ月 間	H25.7.29	既設
12	橿原市 （奈良県）	焼却施設（ストーカ） ＋溶融	255t/日 （40t/日）	一般廃棄物	10 年間	H25.8.1	既設
13	橿原市 （奈良県）	リサイクル施設	47t/5h	一般廃棄物	10 年間	H25.8.1	既設
14	呉市 （広島県）	焼却施設（流動床 式）	380t/日	一般廃棄物	14 年間	H25.6.20	既設
		破碎選別施設	55t/日				
15	寒川町 （神奈川県）	リサイクルセンター	55.5t/日	一般廃棄物	17 年 9 カ月	H25.10.2	既設

No.	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	運営期間	入札 公告日	事業開始時 の状態
16	佐渡市 (新潟県)	焼却施設(佐渡 CC) (ストーカ)	120t/日	一般廃棄物	10 年間	H26.3.3	既設
		粗大ごみ処理施設 (佐渡 CC)	25t/5h				
		廃プラスチック処理 設備(佐渡 CC)	2~2.5t/h				
		木材等破砕設備(佐 渡 CC)	4.6t/h				
		ガス化熔融施設(両 津 CC)	40t/日				
		粗大ごみ処理施設 (両津 CC)	10t/5h				
		ガス化熔融施設(南 佐渡 CC)	15t/日				
		粗大ごみ処理施設 (南佐渡 CC)	5t/h				
		灰熔融施設(南佐渡 CC)	1t/日				
17	岩見沢市(北 海道)	焼却施設(ストーカ)	100t/日	一般廃棄物	20 年間 (H27.5~ R17.4)	H26.5.12	新設
		リサイクル施設	15t/5h				
		最終処分場	100000m ³				
18	紀の海広域 施設組合(和 歌山県)	焼却施設(ストーカ)	135t/日	一般廃棄物	15 年 5 カ月	H26.10.10	新設
		マテリアルリサイク ル推進施設	17t/日				
19	秦野市伊勢 原市環境衛 生組合 (神奈川県)	焼却施設(ストーカ)	200t/日	一般廃棄物	12 年間	H27.6.15	既設
20	弘前地区環 境整備事務 組合 (青森県)	焼却施設(ストーカ)	246t/日	一般廃棄物	15 年間	H27.8.19	既設
		資源化施設	93t/5h				
21	弘前地区環 境整備事務 組合 (青森県)	焼却施設(ストーカ)	140t/日	一般廃棄物	7 年間	H27.8.19	既設
22	野洲市 (滋賀県)	焼却施設(ストーカ)	43t/日	一般廃棄物	3 年間	H27.10.1	新設
		リサイクル施設	8t/5h				
23	岡山市 (岡山県)	焼却施設(流動床)	300t/日	一般廃棄物	10 年間	H27.10.5	既設
24	伊勢広域環 境組合 (三重県)	焼却施設(ストーカ)	240t/日	一般廃棄物	10 年間	H27.7.3	既設
		粗大ごみ処理施設	30t/5h				既設
25	米子市 (鳥取県)	焼却施設(ストーカ)	270t/日	一般廃棄物	15 年間	H28.4.12	既設
26	指宿広域市 町村圏組合 (鹿児島県)	焼却施設(ストーカ)	54t/日	一般廃棄物	5 年間	H28.4.18	新設
		リサイクルセンター	3t/日				
27	岸和田市貝 塚市清掃施 設組合(大 阪府)	焼却施設(ストーカ) + 熔融	531t/日	一般廃棄物	5 年間	H28.6.16	既設
28	柳泉園組合 (東京都)	焼却施設(ストーカ)	315t/日	一般廃棄物	15 年間	H28.8.31	既設

No.	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	運営期間	入札 公告日	事業開始時 の状態
29	大和郡山市 (奈良県)	焼却施設(流動床)	180t/日	一般廃棄物	15 年間	H28.9.1	既設
		リサイクル施設	34t/日				既設
		最終処分場					既設
30	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 (福井県)	焼却施設(ストーカ)	222t/日	一般廃棄物	10 年間	H28	既設
		粗大ごみ処理施設	90t/日				
		最終処分場(浸出水処理施設)	23,1000 m3				
31	草津市 (滋賀県)	焼却施設(ストーカ)	127t/日	一般廃棄物	15 年間 (H30.4～ R15.3)	H29.1.23	新設
		リサイクル施設	22.8t/5h				
32	遠軽地区区域組合(北海道)	焼却施設(ストーカ)	32t/日	一般廃棄物	15 年 3 ヶ月 間	H29.3.6	新設
33	北秋田市 (秋田県)	焼却施設(流動床)	50t/日	一般廃棄物	20 年間	H29.4.20	新設
		リサイクル施設	4.7t/日				既設
34	那須塩原市 (栃木県)	焼却施設(ストーカ)	140t/日	一般廃棄物	5 年間	H29.4.25	既設
		リサイクル施設	20.3t/5h				既設
35	所沢市【東部】 (埼玉県)	焼却施設(ストーカ) + 溶融	230t/日	一般廃棄物	18 年間 (R3.4～ R21.3)	H29.5.2	既設
		リサイクル施設	88t/日				既設
36	泉南清掃事務組合(大阪府)	焼却施設(ストーカ)	190t/日	一般廃棄物	10 年間	H29.7.14	既設
		粗大ごみ処理施設	20t/5h				既設
37	日光市 (栃木県)	焼却施設(シャフト式 ガス化溶融)	135t/日	一般廃棄物	5 年間	H29.8.10	既設
38	所沢市【西部】 (埼玉県)	焼却施設(流動床)	147t/日	一般廃棄物	15 年間	H29	既設
		リサイクル施設	20t/日				
39	箕面市 (大阪府)	焼却施設(流動床)	270t/日	一般廃棄物	14 年 6 ヶ月 間	H30.3	既設
		粗大ごみ処理施設	28.5t/日				
		リサイクルセンター	10t/日				
		最終処分場	98,429m3				
		し尿処理施設	4m3/日				
40	塩谷広域行政組合 (栃木県)	焼却施設(ストーカ)	114t/日	一般廃棄物	10 年 6 ヶ月 間(R1.10～ R12.3)	H30.3.23	新設
		リサイクル施設	21t/日				
41	館林衛生施設組合 (群馬県)	焼却施設(ストーカ)	100t/日	一般廃棄物	15 年間 最終処分場 は 14 年間	H30.10.15	新設
		不燃・粗大ごみ処理 施設	5t/日				
		最終処分場	21,307m3				
42	野洲市 (滋賀県)	焼却施設(ストーカ)	43t/日	一般廃棄物	12 年間	H31.4.1	既設
		リサイクル施設	8t/5h				
43	大月都留広域事務組合 (山梨県)	焼却施設(ストーカ)	104t/日	一般廃棄物	10 年間	R1.5.7	既設
		リサイクルプラザ	16t/日				
44	やまと広域環境衛生事務組合(奈良県)	焼却施設(ストーカ)	120t/日	一般廃棄物	10 年間	R1.6.3	既設
		リサイクル施設	11t/日				
45	岡山市 (岡山県)	焼却施設(流動床) + 溶融	450t/日	一般廃棄物	8 年間	R1.8.19	既設
46	下田市 (静岡県)	焼却施設(ストーカ)	56t/日	一般廃棄物	5 年間	R1.10.4	既設
47	湖西市 (静岡県)	焼却施設(流動床)	102t/日	一般廃棄物	20 年 2 ヶ月	R2.4.6	既設
		リサイクル施設	30t/日		25 年間		

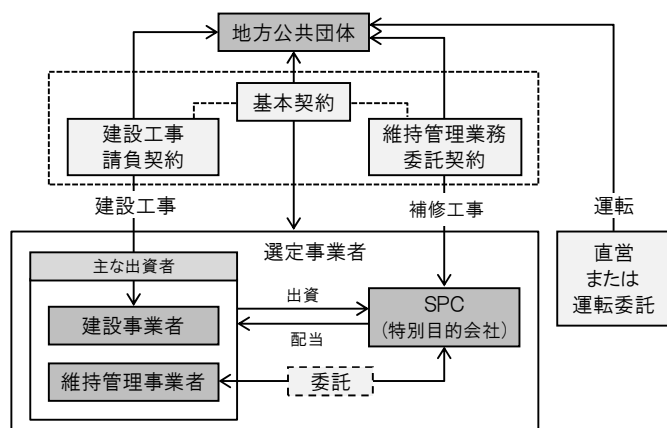
No.	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	運営期間	入札 公告日	事業開始時 の状態
48	芦屋市 (兵庫県)	焼却施設(ストーカ)	230t/日	一般廃棄物	9年間	R2.9	既設
		パイプライン施設	29t/日				

☐ 事業開始時の状態が新設の事例。

出典:工業新報、廃棄物処理施設の入札・契約データベース(環境省)、自治体・メーカーホームページ等

(3) DBM 方式の概要

① 特徴

項目	内容																																		
仕組み	施設の設計・建設及び維持管理を民間事業者に一括発注する。 施設整備は公設であり、公共が建設事業者と請負契約を結ぶ。 維持管理業務（補修工事）を長期的に委託する。 運転は直営または別途民間事業者へ委託する。 建設工事請負契約と維持管理業務委託契約を1つにまとめるための上位契約として「基本契約」を締結し、建設事業者と維持管理事業者の連携を強化する。  （SPCを設置しない事例もある） <tr><td>資金調達</td><td> 施設整備費は公共が調達する。 維持管理費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。 </td></tr> <tr><td>役割とリスク分担</td><td> ■役割 <table><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr><tr><td>公※</td><td>公</td><td>公</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></table> ※ 一般廃棄物処理施設（中間処理施設）は、性能発注による設計施工一括発注（デザイン・ビルド）となる。 ■リスク分担 公共、DBM 事業者、運転事業者（直営の場合は公共）の三者間のリスク分担を考慮する必要がある </td></tr> <tr><td>長所</td><td> 公共が建設の事業主体となるため、施設整備に対する信頼性は高い。 公共が建設の事業主体となるため、情報公開や制度変更等の対応性が高い。 施設建設と維持管理の一括発注であり、運営費のうち維持管理費については、発注時に競争性を持たせることが可能である。 運営期間の各年の変動が特に大きい維持管理費について、計画的な資金運用が可能である。 </td></tr> <tr><td>短所（課題）</td><td> PFI 方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 建設事業者、維持管理事業者、運転事業者が異なることから、リスク分担、トラブル発生時の迅速な対応に課題がある。 </td></tr>	資金調達	施設整備費は公共が調達する。 維持管理費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。	役割とリスク分担	■役割 <table><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr><tr><td>公※</td><td>公</td><td>公</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></table> ※ 一般廃棄物処理施設（中間処理施設）は、性能発注による設計施工一括発注（デザイン・ビルド）となる。 ■リスク分担 公共、DBM 事業者、運転事業者（直営の場合は公共）の三者間のリスク分担を考慮する必要がある	役割					施設の所有		建設		運営			建設期間	運営期間	設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体	公※	公	公	民	公	公	公	長所	公共が建設の事業主体となるため、施設整備に対する信頼性は高い。 公共が建設の事業主体となるため、情報公開や制度変更等の対応性が高い。 施設建設と維持管理の一括発注であり、運営費のうち維持管理費については、発注時に競争性を持たせることが可能である。 運営期間の各年の変動が特に大きい維持管理費について、計画的な資金運用が可能である。	短所（課題）	PFI 方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 建設事業者、維持管理事業者、運転事業者が異なることから、リスク分担、トラブル発生時の迅速な対応に課題がある。
資金調達	施設整備費は公共が調達する。 維持管理費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。																																		
役割とリスク分担	■役割 <table><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr><tr><td>公※</td><td>公</td><td>公</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></table> ※ 一般廃棄物処理施設（中間処理施設）は、性能発注による設計施工一括発注（デザイン・ビルド）となる。 ■リスク分担 公共、DBM 事業者、運転事業者（直営の場合は公共）の三者間のリスク分担を考慮する必要がある	役割					施設の所有		建設		運営			建設期間	運営期間	設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体	公※	公	公	民	公	公	公								
役割					施設の所有																														
建設		運営			建設期間	運営期間																													
設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体																															
公※	公	公	民	公	公	公																													
長所	公共が建設の事業主体となるため、施設整備に対する信頼性は高い。 公共が建設の事業主体となるため、情報公開や制度変更等の対応性が高い。 施設建設と維持管理の一括発注であり、運営費のうち維持管理費については、発注時に競争性を持たせることが可能である。 運営期間の各年の変動が特に大きい維持管理費について、計画的な資金運用が可能である。																																		
短所（課題）	PFI 方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 建設事業者、維持管理事業者、運転事業者が異なることから、リスク分担、トラブル発生時の迅速な対応に課題がある。																																		

② 導入事例

DBM 方式の導入実績は、表 2-3 に示すとおりである。全体で 4 件の事例があり、焼却施設、リサイクル施設が共に 2 件となっている。

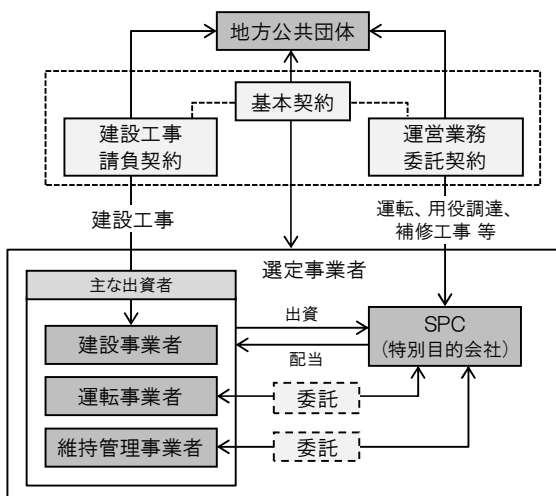
表 2-3 DBM 方式の導入事例（平成 23（2011）年度～令和 2（2020）年度）

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間	
							建設期間	運営期間
1	都城市クリーンセンター建設・維持管理事業	都城市（宮崎県）	焼却施設（ストーカ）	230t/日	一般廃棄物	H23.4.20	契約締結～H27.2	20 年 1 ヶ月間
2	神戸市第 11 次クリーンセンター整備事業	神戸市（兵庫県）	焼却施設（ストーカ）	600t/日	一般廃棄物	H24.6.19	契約締結～H29.3.31	20 年間
3	新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業	北九州市（福岡県）	リサイクル施設	32.6t/日	一般廃棄物	H30.8.3	契約締結～R3.3.31	20 年間
4	（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業	松戸市（千葉県）	リサイクル施設	39t/日	一般廃棄物	H31.4.8	契約締結～R3.11.30	20 年間

出典：工業新報、廃棄物処理施設の入札・契約データベース（環境省）、自治体・メーカーホームページ等

(4) DBO方式の概要

① 特徴

項目	内容																																		
仕組み	施設の設計・建設、運営・運転・維持管理等を民間事業者に一括発注する。 施設整備は公設であり、公共が設計・建設を建設事業者と契約する。 施設運営に係る業務（運転管理、維持管理等）を長期包括委託する。 建設工事請負契約と運営業務委託契約を1つにまとめるための「上位契約」として、基本契約を締結し、建設事業者と運営事業者の連携を強化する。  (SPCを設置しない事例もある) <tr><td>資金調達</td><td> 施設整備費は公共が調達する。 運営費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。 <tr><td>役割とリスク分担</td><td> ■役割 <table><thead><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr></thead><tbody><tr><td>公※</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></tbody></table> ※ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)は、性能発注による設計施工一括発注(デザイン・ビルド)となる。 ■リスク分担 公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスク分担を行う。 <tr><td>長所</td><td> 公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	資金調達	施設整備費は公共が調達する。 運営費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。 <tr><td>役割とリスク分担</td><td> ■役割 <table><thead><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr></thead><tbody><tr><td>公※</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></tbody></table> ※ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)は、性能発注による設計施工一括発注(デザイン・ビルド)となる。 ■リスク分担 公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスク分担を行う。 <tr><td>長所</td><td> 公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr></td></tr></td></tr>	役割とリスク分担	■役割 <table><thead><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr></thead><tbody><tr><td>公※</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></tbody></table> ※ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)は、性能発注による設計施工一括発注(デザイン・ビルド)となる。 ■リスク分担 公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスク分担を行う。 <tr><td>長所</td><td> 公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr></td></tr>	役割					施設の所有		建設		運営			建設期間	運営期間	設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体	公※	公	民	民	公	公	公	長所	公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr>	短所 (課題)	PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。
資金調達	施設整備費は公共が調達する。 運営費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。 <tr><td>役割とリスク分担</td><td> ■役割 <table><thead><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr></thead><tbody><tr><td>公※</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></tbody></table> ※ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)は、性能発注による設計施工一括発注(デザイン・ビルド)となる。 ■リスク分担 公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスク分担を行う。 <tr><td>長所</td><td> 公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr></td></tr></td></tr>	役割とリスク分担	■役割 <table><thead><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr></thead><tbody><tr><td>公※</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></tbody></table> ※ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)は、性能発注による設計施工一括発注(デザイン・ビルド)となる。 ■リスク分担 公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスク分担を行う。 <tr><td>長所</td><td> 公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr></td></tr>	役割					施設の所有		建設		運営			建設期間	運営期間			設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体	公※	公	民	民	公	公	公	長所	公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr>	短所 (課題)	PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。
役割とリスク分担	■役割 <table><thead><tr><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設期間</th><th rowspan="2">運営期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr></thead><tbody><tr><td>公※</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>公</td><td>公</td></tr></tbody></table> ※ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)は、性能発注による設計施工一括発注(デザイン・ビルド)となる。 ■リスク分担 公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスク分担を行う。 <tr><td>長所</td><td> 公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr></td></tr>	役割					施設の所有		建設		運営			建設期間	運営期間			設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体	公※	公	民	民	公	公	公	長所	公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr>	短所 (課題)	PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。		
役割					施設の所有																														
建設		運営			建設期間	運営期間																													
設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体																															
公※	公	民	民	公	公	公																													
長所	公共が建設の事業主体であるため、施設整備に対する信頼性は高い。 運営期間中は、公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる。 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確である。 施設建設と施設運営の一括発注であり、建設費に加えて運営費についても発注時に競争性を持たせることができる。 運営期間における公共の財政支出を見通すことができ、計画的な資金運用が可能である。 <tr><td>短所 (課題)</td><td> PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 </td></tr>	短所 (課題)	PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。																																
短所 (課題)	PFI方式と比較して施設整備期間中の財政負担額が大きい。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。																																		

② 導入事例

DBO方式の導入実績は、表2-4に示すとおりである。全体で103件の事例がある。

表2-4 DBO方式の導入事例（平成23（2011）年度～令和2（2020）年度）

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間	
							建設期間	運営期間
1	岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業	岡山市（岡山県）	リサイクルセンター	43t/日	一般廃棄物	H23.5.24	H24.3～H26.12	20年間
2	熊本市新西部環境工場整備及び運営事業	熊本市（熊本県）	焼却施設（ストーカ）	280t/日	一般廃棄物	H23.7.20	契約締結～H28.2.28	20年1ヶ月
3	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合新ごみ処理施設整備事業	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合（山梨県）	焼却施設（流動床式ガス化溶融）	369t/日	一般廃棄物	H23.8.4	契約締結～H29.3.31	20年間
			リサイクルセンター	89t/日				
4	村上市新ごみ処理場整備・運営事業	村上市（新潟県）	焼却施設（ストーカ）	94t/日	一般廃棄物	H23.8.12（変更：H23.8.31）	H24.6～H27.3.22	20年間
			粗大ごみ処理施設	10t/日				
5	松阪市ごみ処理基盤施設整備事業	松阪市（三重県）	焼却施設（ストーカ）	200t/日	一般廃棄物	H23.9.21	契約締結～H27.3.20	20年間
			リサイクルセンター	26t/日				
6	萩・長門清掃一部事務組合新清掃工場整備・運営事業	萩・長門清掃一部事務組合（山口県）	焼却施設（ストーカ）	104t/日	一般廃棄物	H23.11.1	契約締結～H27.3.31	20年間
7	四日市市新総合ごみ処理施設整備・運営事業	四日市市（三重県）	焼却施設（シャフト式ガス化溶融）	336t/日	一般廃棄物	H23.11.30	契約締結～H28.3.31	20年間
			破碎処理施設	32t/日				
8	（仮称）岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業	岩手中部広域行政組合（岩手県）	焼却施設（ストーカ）	55,817t/年	一般廃棄物	H23.12.21	契約締結～H27.9.30	20年6ヶ月
9	津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業	津山圏域資源循環施設組合（岡山県）	焼却施設（ストーカ）	128t/日	一般廃棄物	H24.1.31	H24.12～H27.11	20年間
			リサイクル施設	38t/日				
10	西海市エネルギー回収推進施設整備・運営事業	西海市（長崎県）	炭化施設	30t/日	一般廃棄物	H24.2.29	H24.10～H27.3	15年間
11	（仮称）ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業	ふじみ野市（埼玉県）	焼却施設（ストーカ）	142t/日	一般廃棄物	H24.4.27	H25.4～H28.3	15年間
			リサイクルセンター	41.5t/日			H25.4～H28.3	15年間
			余熱利用施設	—			H25.4～H26.5	16年10ヶ月
			老人福祉センター解体	—			H25.1～H26.6	—
12	小山広域保健衛生組合第1期エネルギー回収推進施設整備・運営事業	小山広域保健衛生組合（栃木県）	焼却施設（ストーカ）	70t/日	一般廃棄物	H24.6.1	H25.4～H28.9.30	20年6ヶ月
13	船橋市北部清掃工場整備・運営事業	船橋市（千葉県）	焼却施設（ストーカ）	381t/日	一般廃棄物	H24.5.29	契約締結～H29.3.31	15年間
			粗大ごみ処理施設	15t/日				
			余熱利用施設	—				
			焼却施設解体	435t/日			契約締結～H31.9.30	—

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間	
							建設期間	運営期間
14	長与・時津環境施設組合熱回収施設整備・運営事業	長与・時津環境施設組合 (長崎県)	焼却施設(ストーカ)	54t/日	一般廃棄物	H24.7.2	契約締結 ~H27.3.31	20年間
15	久留米市北部一般廃棄物処理施設整備・運営事業	久留米市 (福岡県)	焼却施設(ストーカ)	163t/日	一般廃棄物	H24.7.26	契約締結 ~H28.3.31	20年間
			破碎選別施設	52t/5h				
			リサイクルセンター (設計のみ)	22.5t/5h				
16	新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業	武蔵野市 (東京都)	焼却施設(ストーカ)	120t/日	一般廃棄物	H24.10.1	契約締結 ~H31.6.30	20年間
			不燃・粗大ごみ処理施設	10t/日				
17	クリーンプラザよこて整備及び運営事業	横手市 (秋田県)	焼却施設(ストーカ)	95t/日	一般廃棄物	H24.10.1	H25.7~ H28.3	20年間
			リサイクルセンター	21t/日				
18	第二工場ごみ処理施設建設・運営事業	東埼玉資源環境組合 (埼玉県)	焼却施設(シャフト式ガス化溶融)	297t/日	一般廃棄物	H24.10.5	契約締結 ~ H29.3.31	20年間
19	小諸市新ごみ焼却施設建設及び運営事業	小諸市 (長野県)	焼却施設(ストーカ)	24t/16h	一般廃棄物	H24.10.1 5	H25.7~ H27.12	15年3月
			リサイクル施設	12.2t/日				
20	新西工場整備運営事業	長崎市 (長崎県)	焼却施設(ストーカ)	240t/日	一般廃棄物	H24.12.2 5	契約締結 ~H28.9.30	15年間
21	北但ごみ処理施設整備・運営事業	北但行政事務組合 (兵庫県)	焼却施設(ストーカ)	142t/日	一般廃棄物	H25.1.31	H25.10~ H28.3.31	20年間
			リサイクルセンター	19t/5h				
22	近江八幡市新一般廃棄物処理施設整備及び運営事業	近江八幡市 (滋賀県)	焼却施設(ストーカ)	24,293 t/年	一般廃棄物	H25.3.27	契約締結 ~H28.2.28	20年1ヶ月
			リサイクル施設	3,468 t/年				
23	湖周地区ごみ処理施設整備事業	湖周行政事務組合 (長野県)	焼却施設(ストーカ)	110t/日	一般廃棄物	H25.4.30	H25.12~ H28.8	20年間
24	(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業	仙南地域広域行政事務組合 (宮城県)	焼却施設(流動床式ガス化溶融)	200t/日	一般廃棄物	H25.5.8	H25.10~ H28.11	15年4ヶ月
			最終処分場	194,040 m3			—	18年6ヶ月
25	今治市新ごみ処理施設整備・運営事業	今治市 (愛媛県)	焼却施設(ストーカ)	174t/日	一般廃棄物	H25.5.20	契約締結 ~H.30.3	20年間
			リサイクルセンター	41t/5h				
26	生ごみのリサイクル施設等整備・運営事業	小山広域保健衛生組合 (栃木県)	生ごみ等リサイクル施設	4.1t/日	一般廃棄物	H25.5.29	H26.4~ H28.3	15年間
			容り法対象ビニプラ施設及び研修施設	26t/日				
			ストックヤード					
27	二宮町(仮称)剪定枝資源化施設整備及び運営事業	二宮町 (神奈川県)	木質チップ化施設	2,034 t/年	一般廃棄物	H25.7.5	契約締結 ~H.27.9	15年間
28	上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業	上越市 (新潟県)	焼却施設(ストーカ)	170t/日	一般廃棄物	H25.8.30	契約締結 ~H.29.9	20年6ヶ月
29	エネルギー回収施設(立谷川)建設及び運営事業	山形広域環境事務組合 (山形県)	焼却施設(流動床式ガス化溶融)	150t/日	一般廃棄物	H26.1.28	契約締結 ~H29.9.30	20年6ヶ月
			ストックヤード等(設計のみ)					17年間

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間	
							建設期間	運営期間
30	折居清掃工場更新施設整備運営事業	城南衛生管理組合 (京都府)	焼却施設(ストーカ)	115t/日	一般廃棄物	H26.4.23	契約締結 ～H32.3.31 工場は H30.3.31 まで	20 年間
31	(仮称)次期ごみ処理施設整備・運営事業	南信州広域連合 (長野県)	焼却施設(ストーカ)	93t/日	一般廃棄物	H26.4.24	契約締結 ～ H29.11.30	20 年間
32	八代市環境センター施設整備・運営事業	八代市 (熊本県)	焼却(ストーカ) +セメント	134t/日	一般廃棄物	H26.5.1	契約締結 ～H30.3.31	20 年間
			リサイクルセンター (設計のみ)	20t/日			契約締結 ～H27.3.31	
33	岩国市ごみ焼却施設整備運営事業	岩国市 (山口県)	焼却施設(ストーカ)	160t/日	一般廃棄物	H26.6.10	契約締結 ～H31.3.31	20 年間
34	高座清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業	高座清掃施設組合 (神奈川県)	焼却施設(ストーカ)	245t/日	一般廃棄物	H26.8.1	契約締結 ～H31.3.31	20 年間
			リサイクルセンター	14t/5h				
35	小松市新ごみ処理施設整備事業及び運営事業	小松市 (石川県)	焼却施設(ストーカ)	110t/日	一般廃棄物	H26.9.30	契約締結 ～H30.6.30	20 年間
36	「(仮称)長野広域連合A焼却施設」整備及び運営事業	長野広域連合 (長野県)	焼却施設(ストーカ) +溶融	405t/日	一般廃棄物	H26.11.1 9	契約締結 ～ H31.12.31 工場は H31.2.28 まで	20 年 1 ヶ月
37	エネルギー回収施設(川口)建設及び運営事業	山形広域環境事務組合 (山形県)	焼却施設(流動床式 ガス化溶融)	150t/日	一般廃棄物	H27.3.23	契約締結 ～ H30.11.30	20 年 4 ヶ月
38	船橋市南部清掃工場整備・運営事業	船橋市 (千葉県)	焼却施設(ストーカ)	339t/日	一般廃棄物	H27.4.30	契約締結 ～H34.9.30 工場は H32.3.31 まで	15 年間
39	須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業	須賀川地方保健環境組合 (福島県)	焼却施設(ストーカ)	95t/日	一般廃棄物	H27.5.29	契約締結 ～H31.3.31	20 年間
40	新ごみ中間処理施設整備運営事業	上伊那広域連合 (長野県)	焼却施設(流動床式 ガス化溶融)	118t/日	一般廃棄物	H27.6.16	契約締結 ～H31.3.29	15 年間
41	水戸市新清掃工場整備・運営事業	水戸市 (茨城県)	焼却施設(ストーカ)	330t/日	一般廃棄物	H27.7.8	契約締結 ～H32.3.31	20 年間
			リサイクルセンター	55t/5h				
42	(仮称)大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業	大磯町 (神奈川県)	リサイクルセンター		一般廃棄物	H27.8.10	契約締結 ～H30.3	20 年間
43	東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業	東御市 (長野県)	生ごみリサイクル施設	4.1t/日	一般廃棄物	H27.8.20	H28.4～ H29.11	15 年 4 ヶ月
44	紫波町汚泥再生処理センター建設・運営事業	紫波町 (岩手県)	汚泥再生処理センター		一般廃棄物	H27.10.9	契約締結 ～H30.3	15 年間
45	(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業	宮津与謝環境組合 (京都府)	焼却施設(ストーカ)	30t/日	一般廃棄物	H27.10.2 7	契約締結 ～H31.7	19 年 8 ヶ月
			メタンガス化施設	20t/日				
			リサイクル施設	13t/5h				
46	次期一般廃棄物処理施設整備事業	廿日市市 (広島県)	焼却施設(流動床) 粗大ごみ処理施設	150t/日 10t/日	一般廃棄物	H28.1.20	契約締結 ～H31.3	20 年間

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間	
							建設期間	運営期間
47	一般廃棄物処理施設整備	三木市 (兵庫県)	焼却施設	150t/日	一般廃棄物 産業廃棄物	H28.2.1		30 年間
			焼却施設	440t/日				
48	新可燃ごみ処理施設の整備・運営事業	浅川清流環境組合 (東京都)	焼却施設(ストーカ)	228t/日	一般廃棄物	H28.2.26	H28.11～ H32.3	20 年間
49	佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター(ごみ焼却施設)建設・運営事業	佐久市・北佐久郡環境施設組合 (長野県)	焼却施設(ストーカ)	110t/日	一般廃棄物	H28.3.14	契約締結～ H31.3.31	20 年間
50	大津市ごみ処理施設整備・管理運営事業	大津市 (滋賀県)	焼却施設(新環境美化)(ストーカ)	175t/日	一般廃棄物	H28.4.11	H29.4～ H33.3	20 年間
			リサイクルセンター(新環境美化)	19t/5h			H29.4～ H32.3	21 年間
			焼却施設(新北部)(ストーカ)	175t/日			H30.10～ H34.6	19 年 9 ヶ月
			リサイクルセンター(新北部)	19t/5h			H30.10～ H34.3	20 年間
51	東播臨海広域市町村圏における広域ごみ処理施設整備・運営事業	高砂市 (兵庫県)	焼却施設(ストーカ)	429t/日	一般廃棄物	H28.4.15	H28.12～ H34.3	20 年間
			不燃・粗大ごみ処理施設	40t/日				
52	広島中央エコパーク整備事業(高効率ごみ発電施設建設・運営)	広島中央環境衛生組合 (広島県)	焼却施設(シャフト式ガス化熔融)	285t/日	一般廃棄物	H28.4.19	契約締結～ H32.9.	20 年 6 ヶ月
53	富士市新環境クリーンセンター整備運営事業	富士市 (静岡県)	焼却施設(ストーカ)	250t/日	一般廃棄物	H28.4.26	契約締結～ H32.9.	20 年間
			リサイクルセンター	2.72t/日				
54	町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業	町田市 (東京都)	焼却施設(ストーカ)	258t/日	一般廃棄物	H28.5.2	契約締結～ H36.6	19 年 3 ヶ月
			マテリアルリサイクル推進施設	47t/5h				
			バイオガス化施設	50t/日				
55	新西部クリーンセンター(仮称)整備事業	佐世保市 (長崎県)	焼却施設(ストーカ)	110t/日	一般廃棄物	H28.5.9	契約締結～ H32.3	15 年間
			マテリアルリサイクル推進施設	16t/日				
56	太田市外三町広域一般廃棄物処理施設建設及び運営事業	太田市外三町広域清掃組合 (群馬県)	焼却施設(ストーカ)	330t/日	一般廃棄物	H28.5.13	契約締結～ H33.3	20 年間
57	新ごみ処理施設整備運営事業	見附市 (新潟県)	焼却施設(ストーカ)	38t/日	一般廃棄物	H28.5.16	契約締結～ H31.3	20 年間
			リサイクルセンター	1.5t/日				
58	秋田県北地区広域汚泥資源化事業	秋田県	汚泥資源化		一般廃棄物	H28.6.13	契約締結～ R2.3	20 年間
59	ごみ処理施設整備運営事業	桑名広域清掃事業組合 (三重県)	焼却施設(ストーカ)	174t/日	一般廃棄物	H28.8.3	契約締結～ R3.3	20 年間
			リサイクルプラザ(既設)	62t/5h			H14.12 稼働	
			プラスチック圧縮梱包施設(既設)	17t/5h			H20.10 稼働	
			管理棟(既設)	-	-			
60	マテリアルリサイクル推進施設等整備・運営事業	小山広域保健衛生組合 (栃木県)	リサイクルセンター	53.3t/日	一般廃棄物	H28.9.9	H29.4～ H31.3	20 年間
			ストックヤード等					

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間	
							建設期間	運営期間
61	南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業	南越清掃組合(福井県)	焼却施設(ストーカ)	84t/日	一般廃棄物	H28.10.26	契約締結～R3.3	20年間
62	エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業	天山地区共同環境組合(佐賀県)	焼却施設(ストーカ)	57t/日	一般廃棄物	H28.11.8	契約締結～R2.3	20年間
63	五島市ごみ処理施設整備及び運営事業	五島市(長崎県)	焼却施設(ストーカ)	41t/日	一般廃棄物	H28.12.6	契約締結～R1.12	21年間
64	糸魚川市ごみ処理施設整備運営事業	糸魚川市(新潟県)	焼却施設(ストーカ)	48t/日	一般廃棄物	H29.1.26	H29.10～R2.3	20年間
65	霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業	霞台厚生施設組合(茨城県)	焼却施設(ストーカ)	215t/日	一般廃棄物	H29.2.1	契約締結～R3.3	20年間
			リサイクルセンター	22t/日				
66	鹿児島市新南部清掃工場(ごみ焼却施設・バイオガス施設)整備・運営事業	鹿児島市(鹿児島県)	焼却施設(ストーカ)	220t/日	一般廃棄物	H29.4.3	契約締結～R3.12	20年3ヶ月
			バイオガス施設	60t/日				
67	藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業	藤沢市(神奈川県)	焼却施設(ストーカ)	150t/日	一般廃棄物	H29.4.5	契約締結～R5.3	20年間
68	新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業	菊池環境保全組合(熊本県)	焼却施設(ストーカ)	170t/日	一般廃棄物	H29.4.6	契約締結～R3.3	20年間
69	東総地区広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備及び運営事業	東総地区広域市町村圏事務組合(千葉県)	焼却施設(シャフト式ガス化溶融)	198t/日	一般廃棄物	H29.4.7	契約締結～R3.3	20年間
			マテリアルリサイクル推進施設	6.2t/日				
			ストックヤード等					
70	穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業	穂高広域施設組合(長野県)	焼却施設(ストーカ)	120t/日(提案可)	一般廃棄物	H29.4.17	H30.4～R3.2	20年1ヶ月
			不燃物処理施設	3t/日(提案可)				
71	(仮称)鳩山新ごみ焼却施設整備・運営事業	埼玉西部環境保全組合(埼玉県)	焼却施設(ストーカ)	130t/日	一般廃棄物	H29.4.26	H30.4～R4.9	15年6ヶ月
72	鶴岡市ごみ焼却施設整備・運営事業	鶴岡市(山形県)	焼却施設(ストーカ)	160t/日	一般廃棄物	H29.4.28	契約締結～R3.3	20年間
73	「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業	長野広域連合(長野県)	焼却施設(ストーカ)＋溶融	100t/日	一般廃棄物	H29.7.5	契約締結～R3.9	20年間
74	ごみ処理施設整備・管理運営事業	知多南部広域環境組合(愛知県)	焼却施設(ストーカ)	283t/日	一般廃棄物	H29.8.28	契約締結～R4.3.31	20年間
75	鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備・運営事業	鳥取県東部広域行政管理組合(鳥取県)	焼却施設(ストーカ)	240t/日	一般廃棄物	H29.9.1	契約締結～R4.7.31	20年間
76	香芝・王寺環境施設組合一般廃棄物処理施設整備・運営事業	香芝・王寺環境施設組合(奈良県)	焼却施設(ストーカ)	120t/日	一般廃棄物	H29.9.11	H30.7～R4.3	20年間
			リサイクルセンター	10t/日				

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間	
							建設期間	運営期間
77	住之江工場更新・運営事業	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合(大阪府)	焼却施設(ストーカ)	400t/日	一般廃棄物	H29.9.15	契約締結 ～R5.3.31	20年間
78	次期可燃ごみ処理施設建設運営事業	出雲市(島根県)	焼却施設(ストーカ)	200t/日	一般廃棄物	H29.10.13	契約締結 ～R4.3.31	20年間
79	守山市環境施設整備・運営事業	守山市(滋賀県)	焼却施設(ストーカ)	71t/日	一般廃棄物	H29.12.15	契約締結 ～R3.9.30	20年間
			リサイクル施設	10.68t/5h				
80	(仮称)新館清掃施設整備及び運営事業	八王子市(東京都)	焼却施設(流動床)	160t/日	一般廃棄物	H30.4.2	契約締結 ～R3.9.30	20年6ヶ月
81	千葉市新清掃工場建設及び運営事業	千葉市(千葉県)	焼却施設(シャフト式ガス化溶融)	585t/日	一般廃棄物	H30.4.19	契約締結 ～R8.3.31	20年間
82	一般廃棄物処理施設整備・運営事業	香芝・王寺環境施設組合(奈良県)	焼却施設(ストーカ)	120t/日	一般廃棄物	H30.5.7	H30.11～ R4.10	20年間
			リサイクルセンター	10t/日				
83	江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業	江戸崎地方衛生土木組合(茨城県)	焼却施設(ストーカ)	70t/日	一般廃棄物	H30.5.23	契約締結 ～R5.3.31	15年間
84	西地区熱回収施設整備・運営事業	大崎地域広域行政事務組合(宮城県)	焼却施設(ストーカ)	140t/日	一般廃棄物	H30.7.17	議会議決 ～R4.3.31	20年間
			解体工事・計量棟等工事	-	-		議会議決 ～R6.3.29	
85	三沢市ごみ焼却施設整備運営事業	三沢市(青森県)	焼却施設(ストーカ)	52t/日	一般廃棄物	H30.8.6	契約締結 ～R5.3	20年間
86	新清掃工場整備運営事業	立川市(東京都)	焼却施設(ストーカ)	120t/日	一般廃棄物	H30.10.2	契約締結 ～R5.2.28	20年1ヶ月
87	伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(静岡県)	焼却施設(ストーカ)	82t/日	一般廃棄物	H30.11.16	契約締結 ～R4.9.30	20年間
88	さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)	さいたま市(埼玉県)	焼却施設(ストーカ)	420t/日	一般廃棄物	H31.1.4	契約締結 ～R7.3.31	15年間
			リサイクル施設(一部建設のみ)	49t/日				
89	我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業	我孫子市(千葉県)	焼却施設(ストーカ)	120t/日	一般廃棄物	H31.4.17	契約締結 ～R5.3.31	20年間
90	ごみ処理施設整備・運営事業	西知多医療厚生組合(愛知県)	焼却施設(ストーカ)	185t/日	一般廃棄物	R1.5.14	契約締結 ～R6.3.31	20年間
			破碎選別施設	21t/日				
91	(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業	小平・村山・大和衛生組合(東京都)	焼却施設(ストーカ)	236t/日	一般廃棄物	R1.5.31	契約締結 ～R7.9.30	20年6ヶ月
			破碎選別施設(既設、運営のみ)	28t/日			H30.11～ R2.3.31	24年間
92	駒岡清掃工場更新事業	札幌市(北海道)	焼却施設(ストーカ)	600t/日	一般廃棄物	R1.8.1	契約締結 ～R7.3.31	20年間
			破碎選別施設	130t/日				
93	(仮称)若狭広域行政事務組合広域ごみ処理施設建設及び運営事業	若狭広域行政事務組合(福井県)	焼却施設(ストーカ)	70t/日	一般廃棄物	R1.10.11	R2.7～ R5.3.31	20年間

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間	
							建設期間	運営期間
94	西いぶり広域連合 新中間処理施設整備・運営事業	西いぶり広域連合	焼却施設(ストーカ)	149t/日	一般廃棄物	R2.2.27	契約締結 ～R6.9.30	20年6ヶ月
			マテリアルリサイクル推進施設	32t/日				
95	新ごみ焼却施設整備・運営事業	会津若松地方広域市町村圏整備組合	焼却施設(ストーカ)	196t/日	一般廃棄物	R2.9.1	R3.8～R8.3	15年間
96	厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業	厚木愛甲環境施設組合	焼却施設(ストーカ)	226t/日	一般廃棄物	R2.8.7	契約締結 ～R7.11	20年間
			粗大ごみ処理施設	12t/日				
97	中間処理施設整備・運営事業	五泉地域衛生施設組合	焼却施設(ストーカ)	122t/日	一般廃棄物	R2.7.10	契約締結 ～R7.3	20年間
			マテリアルリサイクル推進施設	11t/日				
98	七尾市ごみ処理施設整備・運営事業	七尾市	焼却施設(ストーカ)	70t/日	一般廃棄物	R1.10.31	契約締結 ～R5.3	20年間
99	輪島市・穴水町地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備運営事業	輪島市穴水町環境衛生施設組合	焼却施設(ストーカ)	35t/日	一般廃棄物	R1.10.4	契約締結 ～R4.12.31	20年間
100	(仮称)倉敷西部クリーンセンター整備運営事業	倉敷市	焼却施設(ストーカ)	300t/日	一般廃棄物	R1.10.3	契約締結 ～R7.3	20年間
			粗大ごみ処理施設	20t/日				
101	福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業	福山市	焼却施設(ストーカ)	600t/日	一般廃棄物	R1.10.2	契約締結 ～R6.7	19年8ヶ月
			粗大ごみ処理施設	16t/日				
102	次期ごみ処理施設整備・運営事業	佐賀県東部環境施設組合	焼却施設(ストーカ)	172t/日	一般廃棄物	R1.9.19	契約締結 ～R6.3	30年間
103	(仮称)南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業	南薩地区衛生管理組合	焼却施設(ストーカ)	145t/日	一般廃棄物	R2.3.2	契約締結 ～R6.8	20年間
			マテリアルリサイクル推進施設	16t/日				

出典：工業新報、廃棄物処理施設の入札・契約データベース(環境省)、自治体・メーカーホームページ等

(5) PFI (BTO 方式、BOT 方式、BOO 方式) の概要

① 特徴

項目	内容																																																				
仕組み	施設の設計・建設、 運営・運転・維持管 理等を民間事業者に 一括発注する。 各業務を一括して PFI 事業者である民 間事業者と契約す る。 民間資金を活用して 施設整備を行う。 選定事業者 主な出資者 建設事業者 運転事業者 維持管理事業者 出資 配当 請負 委託 委託 SPC (特別目的会社) 事業契約 ごみ処理事業 融資 融資契約 借入返済 利息支払 地方公共団体 直接協定 金融機関 直接協定 (Direct Agreement:ダイレクト・アグリーメント(略してD/Aともいう)) SPC が事業遂行困難となった場合に、資金を供給している金融機関がプロジェクトの修復を目的に、事業に介入するための必要事項を規定した公共と金融機関の間で直接結ばれる協定。 <tr><td>資金調達</td><td> 施設整備費は、民間事業者が調達する。公共は、交付金等を除いた費用を運営期間に渡って割賦払いする。 運営費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。 </td></tr> <tr><td>役割と リスク分担</td><td> ■役割 <table><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設 期間</th><th rowspan="2">運営 期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr><tr><td>BTO 方式</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>民</td><td>公</td></tr><tr><td>BOT 方式</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td></tr><tr><td>BOO 方式</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td></tr></table> ■リスク分担 公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスク分担を行う </td></tr> <tr><td>長所</td><td> 事業全体を通して財政支出を見通すことが可能（計画的な資金運用も可能） 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確 施設建設と施設運営の一括発注であり、運営期間における運営費について、発注時に競争性を持たせることが可能 公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる（金融機関による監視も行われる）。 </td></tr> <tr><td>短所 (課題)</td><td> 金融機関の融資を活用するため、公設に比べて資金調達コストは割高になる（金利が高価）。 施設整備の事業主体が民間となるため、住民理解・信頼性確保が課題となる。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 民間事業となるため租税が発生する（BOT 方式、BOO 方式は、固定資産税等も必要となる）。 BOT 方式、BOO 方式は、事業期間にわたって施設の所有権が民間事業者にあることから、他方式に比べて公共が事業に関与しにくい方式である。 </td></tr>	資金調達	施設整備費は、民間事業者が調達する。公共は、交付金等を除いた費用を運営期間に渡って割賦払いする。 運営費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。	役割と リスク分担	■役割 <table><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設 期間</th><th rowspan="2">運営 期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr><tr><td>BTO 方式</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>民</td><td>公</td></tr><tr><td>BOT 方式</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td></tr><tr><td>BOO 方式</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td></tr></table> ■リスク分担 公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスク分担を行う		役割					施設の所有		建設		運営			建設 期間	運営 期間	設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体	BTO 方式	民	民	民	民	公	民	公	BOT 方式	民	民	民	民	公	民	民	BOO 方式	民	民	民	民	民	民	民	長所	事業全体を通して財政支出を見通すことが可能（計画的な資金運用も可能） 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確 施設建設と施設運営の一括発注であり、運営期間における運営費について、発注時に競争性を持たせることが可能 公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる（金融機関による監視も行われる）。	短所 (課題)	金融機関の融資を活用するため、公設に比べて資金調達コストは割高になる（金利が高価）。 施設整備の事業主体が民間となるため、住民理解・信頼性確保が課題となる。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 民間事業となるため租税が発生する（BOT 方式、BOO 方式は、固定資産税等も必要となる）。 BOT 方式、BOO 方式は、事業期間にわたって施設の所有権が民間事業者にあることから、他方式に比べて公共が事業に関与しにくい方式である。
資金調達	施設整備費は、民間事業者が調達する。公共は、交付金等を除いた費用を運営期間に渡って割賦払いする。 運営費は民間事業者が運用する（公共が支払う委託費による運用が基本となるが、必要な場合には民間事業者が資金調達する）。																																																				
役割と リスク分担	■役割 <table><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="5">役割</th><th colspan="2">施設の所有</th></tr><tr><th colspan="2">建設</th><th colspan="3">運営</th><th rowspan="2">建設 期間</th><th rowspan="2">運営 期間</th></tr><tr><th>設計/建設</th><th>資金調達</th><th>運転</th><th>維持補修</th><th>解体</th></tr><tr><td>BTO 方式</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>民</td><td>公</td></tr><tr><td>BOT 方式</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>公</td><td>民</td><td>民</td></tr><tr><td>BOO 方式</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td></tr></table> ■リスク分担 公共と民間事業者で役割分担に基づき、リスク分担を行う		役割					施設の所有		建設		運営			建設 期間	運営 期間	設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体	BTO 方式	民	民	民	民	公	民	公	BOT 方式	民	民	民	民	公	民	民	BOO 方式	民	民	民	民	民	民	民								
	役割					施設の所有																																															
	建設		運営			建設 期間	運営 期間																																														
	設計/建設	資金調達	運転	維持補修	解体																																																
BTO 方式	民	民	民	民	公	民	公																																														
BOT 方式	民	民	民	民	公	民	民																																														
BOO 方式	民	民	民	民	民	民	民																																														
長所	事業全体を通して財政支出を見通すことが可能（計画的な資金運用も可能） 施設建設と施設運営の一括発注であり、責任の所在が明確 施設建設と施設運営の一括発注であり、運営期間における運営費について、発注時に競争性を持たせることが可能 公共が第三者の視点で事業監視を行うことができる（金融機関による監視も行われる）。																																																				
短所 (課題)	金融機関の融資を活用するため、公設に比べて資金調達コストは割高になる（金利が高価）。 施設整備の事業主体が民間となるため、住民理解・信頼性確保が課題となる。 運営期間中の制度及び施策変更等への対応は契約変更となる。 民間事業となるため租税が発生する（BOT 方式、BOO 方式は、固定資産税等も必要となる）。 BOT 方式、BOO 方式は、事業期間にわたって施設の所有権が民間事業者にあることから、他方式に比べて公共が事業に関与しにくい方式である。																																																				

② 導入事例

PFI 方式の導入実績は、表 2-5 に示すとおりである。全体で 9 件の事例がある。

表 2-5 PFI 方式の導入事例（平成 23（2011）年度～令和 2（2020）年度）

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間		事業形態
							建設期間	運営期間	
1	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業	豊橋市（愛知県）	バイオガス化施設	汚泥：約 472m ³ /日 生ごみ：約 59t/日	一般廃棄物 産業廃棄物	H26.4.21	契約締結日～ H29.9	20 年間	BTO
2	（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業	御殿場市・小山町広域行政組合（静岡県）	リサイクルセンター	20.6t/日	一般廃棄物	H27.1.15	契約締結日～ H29.9	17 年 6 ヶ月間	BTO
3	名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業	名古屋市（愛知県）	焼却施設（シャフト式ガス化溶融） 破 碎 選 別 施 設	660t/日 50t/日	一般廃棄物	H27.7.8	H28.3～ R2.6	20 年間	BTO
4	馬頭最終処分場整備運営事業	栃木県	最終処分場	600,000m ³	産業廃棄物	H28.10.13	契約締結日～ R4.12	14 年間 （管理期間 2 年間を含む）	BTO
5	浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業	浜松市（静岡県）	焼却施設（シャフト式ガス化溶融） 破 碎 選 別 施 設	399t/日 64t/日	一般廃棄物	H29.4.10	契約締結日～ R6.3	20 年間	BTO
6	稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業	稚内市（北海道）	最終処分場	109,226m ³	一般廃棄物	H29.5.24	H29.12～ R2.11	10 年 6 ヶ月 （終了措置期間最大 6 か月を含む）	BTO
7	長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業	長岡市（新潟県）	焼却施設（ストローカ） 破 碎 選 別 施 設	82t/日 21t/日	一般廃棄物	H31.4.25	R2.4～ R6.3.31	15 年間	BTO
8	（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会（千葉県）	焼却施設（シャフト式ガス化溶融）	486 t/日	一般廃棄物	R1.9.9	R5.4～ R9.3.31	20 年間	BOO

No.	事業名	設置主体	施設の種類	施設規模	受入対象物	入札公告日	事業期間		事業形態
							建設期間	運営期間	
9	新日明工場整備 運営事業	北九州市 (福岡県)	焼却施設(ストーカ)	508t/日	一般 廃棄物	R1.11.20	R2.10～ R7.3	20年間	BTO

出典:工業新報、廃棄物処理施設の入札・契約データベース(環境省)、自治体・メーカーホームページ等

2.2. 近年の動向

平成11年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)施行以降、公共事業におけるPFIの導入が進み、近年ではPFIから派生したDBO方式などを含めたPPP手法が注目されている。

一般廃棄物処理施設については、PPP手法の導入初期は、PFI法施行後間もないこともあって、PFI方式を採用する事例が比較的多くあったが、平成20年度頃からDBO方式の導入事例が増加している。

焼却施設(新設時)における過去10年間の各事業方式の導入件数を図2-1に、発電設備を有する一定規模以上の焼却施設における導入件数を図2-2に示す。

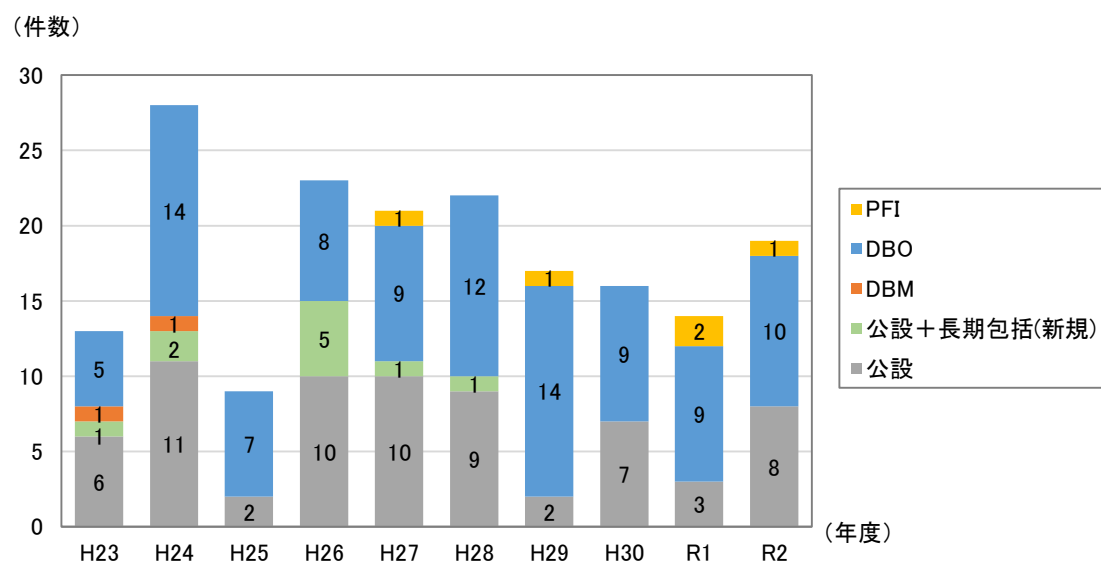


図 2-1 焼却施設(全体)における各事業方式の年度別導入件数

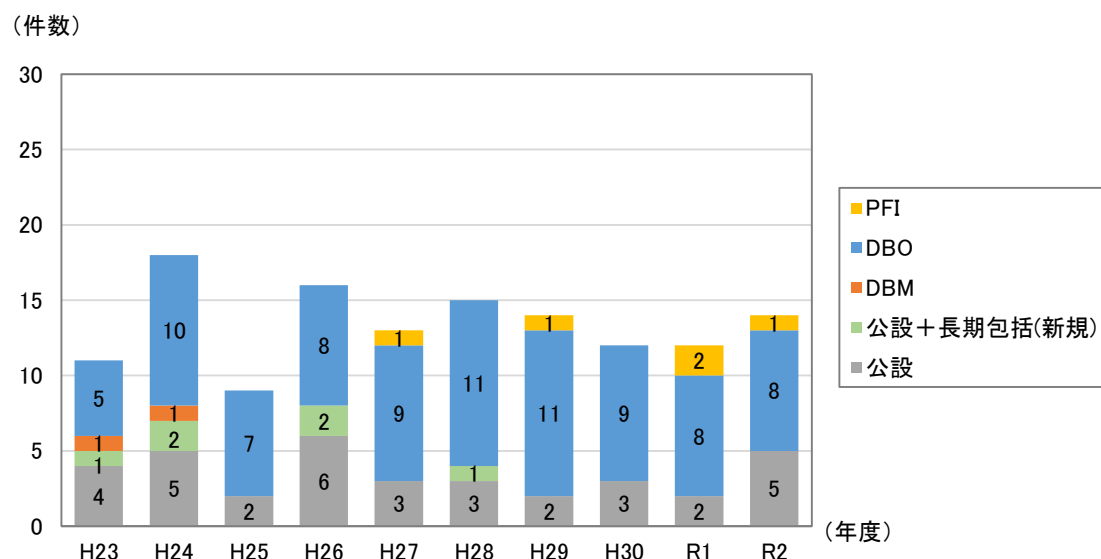


図 2-2 焼却施設(発電設備あり)における各事業方式の年度別導入件数

※ 公設+長期包括(新設)は、建設工事発注年度にカウントしている。

※ PFIの内訳:BOO方式1件(R1)、その他はすべてBTO方式

資料:工業新報、廃棄物処理施設の入札・契約データベース(環境省)、地方公共団体・メーカーホームページ等より

図 2-1 に示すように、焼却施設では、DBO 方式を導入する事例が半数以上を占めている。特に、発電設備を有する比較的規模の大きい施設では、大半が施設整備と運営・維持管理を一括で発注する DBO 方式や PFI 方式を採用している。

PPP (Public Private Partnership: パブリック・プライベート・パートナーシップ)
「官民協働」、「官民連携」等の意味で用いられる。
PFI 方式、DBO 方式、長期包括委託方式等を包括した用語としても使用される。

2.3. 事業方式の抽出

「2.1 事業方式の概要」に示したとおり、国内の一般廃棄物処理事業では、各地方公共団体において様々な事業方式が採用されてきている。しかし、これらの事業方式のすべてが、組合の条件に適しているわけではない。そこで、国内で採用されている事業方式の中から、組合の事業条件に適合する可能性のある事業方式を抽出して、本調査の調査対象とする。

2.3.1. 事業方式の抽出における評価項目の設定

事業方式抽出における評価項目は、以下に示す「事業方式抽出における基本事項」の5項目から、表 2-6 に示す評価項目を設定する。

ここで設定した評価項目及び評価の視点に従って抽出を行い、基本事項及び評価の視点を満たさない評価項目（表 2-7 において「×」がついた項目）がある場合、その事業方式は組合では採用し難いと判断し、調査対象から除外するものとする。

事業方式抽出における基本事項

- ① 一般廃棄物の処理においては、市町村に処理責任があることが廃掃法に定められていることを踏まえ、本施設での処理に対し、組合が責任を果たすことができる事業方式であること。
- ② 廃棄物処理施設の整備・運営においては、周辺住民との信頼関係が重要であるため、周辺住民に受入れられる事業方式であること。
- ③ 長期にわたり安定して施設を使用できる事業方式であること。
- ④ 施設整備・運営の各段階にわたって、効率的な事業方式であること。
- ⑤ 施設整備・運営の各段階にわたって、信頼性の高い事業方式であること。

表 2-6 評価項目と評価の視点

評価項目	評価の視点	基本事項との関係
公共による事業管理の担保	組合が一般廃棄物の処理責任を果たすとともに、住民理解を確保していくためには、組合が事業に積極的に関与でき、事業に対して影響力を発揮できなければならない。 公共の積極的な事業関与、影響力の発揮のためには、公共が施設の所有権を有することができる事業方式が望ましい。	①、②
効率性・競争性の確保	本施設の設計・建設から運営・維持管理までを事業範囲と考えていることから、この視点に立って効率性・競争性を確保することができる事業方式が望ましい。	④
リスク分担の容易性	施設の整備・運営においては、多くのリスク要因が存在することから、リスク分担については、より複雑でない事業方式が望ましい。なお、リスク分担は、関係者が増加するほど複雑となる。	④
長期安定的な処理機能の確保	組合では、長期にわたり、施設を使用することを考えているため、安定的な処理機能を確保することができる事業方式が望ましい。	①、③
信頼性の確保	信頼性の高い事業方式は、多くの市町村で採用されていると考えられることから、採用実績が多いことが望ましい。	②、⑤

2.3.2. 事業方式の抽出結果

前項に基づき、評価した結果を表 2-7 に示す。

表 2-7 より、「公設＋長期包括委託方式」、「DBM 方式」、「PFI (BOT 方式)」及び「PFI (BOO 方式)」を除外するものとし、以下の 3 方式を組合の条件に合致する事業方式として、本調査の調査対象とする。

調査対象とする事業方式

- 公設公営方式(公設＋単年度毎の運転委託＋単年度毎の点検整備委託)
- DBO 方式
- PFI(BTO 方式)

表 2-7 事業方式の抽出（評価結果）

	公設公営方式(従来方式)	公設＋長期包括委託方式	DBM 方式	DBO 方式	PFI(BTO 方式)	PFI 方式(BOT 方式)	PFI 方式(BOO 方式)
公共による 事業管理の担保	○	○	○	○	△	×	×
	・施設の建設から運営終了時まで施設の所有権は組合にあり、実施主体も組合となる。	・施設の建設から運営終了時まで施設の所有権は組合にあるため、組合が事業に関与しやすく、事業に対して影響力を発揮しやすい事業形態であり、住民理解を確保するための発注条件を課すことが可能である。			・施設建設後、施設所有権が組合に移転されるため、BOT 方式、BOO 方式と比較すると組合が事業に関与しやすく、事業に対して影響力を発揮しやすい事業形態であり、住民理解を確保するための発注条件を課すことが可能である。	・施設の建設から運営終了時まで施設所有権は事業者により、事業者にとって財務上の制約が大きい事業形態であることから、事業者の提案自由度を最大限に広げる必要があり、組合が事業に関与し難く、事業に対して影響力を発揮し難い事業形態である。	
効率性・競争性の 確保	△	△	○	○	○	○	○
	・施設の建設と維持管理(定期点検・補修等)は分離発注となるため、一体での効率化は図られないが、これまでの運営実績から、組合に蓄積された技術及びノウハウの活用による効率化は考えられる。 ・各段階において、入札により競争させる。	・施設の建設と運営・維持管理は分離発注となるため、一体での効率化は図られないが、長期包括委託による効率化は可能である。 ただし、一般的には事業費の削減効果は DBO 方式ほどは期待できない。 ・建設においては、競争性は確保できるが、運営・維持管理の発注においては、施工企業が有利となり、他の企業の参入への障壁が高い。	・施設の建設から維持管理までを一括発注することで、事業全体の効率化が可能であるが、運転管理は業務範囲外であるため、一般的には事業の効率性及び事業費の削減効果は右記 4 方式ほど期待できない。 ・一括発注することから、建設、維持管理(運転管理を除く)の双方を競争させることが可能である。	・施設の建設から運営・維持管理までを一括発注することで、事業全体の効率化が可能であり、事業費の削減が期待できる。 ・建設、運営・維持管理を一括してライフサイクルコストとして競争させることが可能である。			
リスク分担の 容易性	○	×	×	○	○	○	○
	・原則として、全て組合の責任となる。	・建設事業者と運営事業者がまったくの別法人となる可能性があることから、リスク分担が複雑となる。 ・運営時にトラブルが発生した際の責任の所在の明確化が難しいことが課題である。そのような場合には、組合が両者の調整を行う必要があり、組合のリスクも増加する。	・異なる実施主体(運転管理:【公側】、維持管理(補修更新等):【民側】)が同一施設の業務を実施するため、業務及び責任の切り分けが困難な部分があり、リスク分担が複雑となる。 ・運営時にトラブルが発生した際の責任の所在を明らかにすることが難しいことが課題である。	・組合と事業者のリスク分担となり、契約上も責任の所在が比較的明解である。 ・建設事業者と運営事業者は同じ企業グループであるものの、同一法人でないが、契約に際し、民間事業者側の責任を明確にすることで対応が可能である。	・組合と事業者のリスク分担となり、契約上も責任の所在が明解である。		
長期安定的な 処理機能の確保	○	○	○	○	○	○	×
	・施設の建設から運営終了時まで施設の所有権は組合にあるため、事業期間終了後も安定的に処理機能を確保することが可能である。	・施設の建設から運営終了時まで施設の所有権は組合にあるため、事業期間終了後も安定的に処理機能を確保することが可能である。			・施設建設後、施設の所有権が組合に移転されるため、長期安定的に処理機能を確保できる。	・組合との契約に基づき、事業者が施設の建設、運営を実施するが、運営終了後、施設の所有権が組合に移転されることから、その後も安定的に処理機能を確保できる。	・組合との契約に基づき、事業者が施設の建設、運営を実施するが、契約終了後は施設を撤去し現状復帰を行うか、事業が民間事業化されるため、契約期間終了後の安定的な処理機能の確保に課題がある。
信頼性の確保 (過去 10 年間の 採用件数)	○	○	△	○	△	×	△
	・68 件 ・従来から採用されている方式であり、採用実績は多数ある。	・10 件(新設への採用件数) ・新設への採用実績は少ないが、既設への導入事例が多い。	・2 件 ・既存施設を直営で運転しており、将来的にも直営体制を継続する等の特別な事情がある場合に採用されている。	・97 件 ・近年では、同種事業にける採用実績が最も多い事業方式である。	・4 件 ・近年、採用実績は少ない。	・0 件 ・近年、採用実績はない。	・1 件 ・近年、採用実績は少ない。
まとめ (本事業への 適合性)	○	×	×	○	○	×	×
	・現施設において、構成市が採用している方式であり、組合の条件に適合する事業方式である。	・本方式は、運営・維持管理における競争性の確保が困難であり、また、リスク分担が複雑であることから、採用し難い。	・組合では、運転管理のみを本事業の対象範囲から外す予定はなく、リスク分担の観点から採用し難い。	・組合の条件に適合する事業方式である。	・組合の条件に適合する事業方式である。	・運営期間中における組合の事業への関与、影響力の発揮が難しいため、本方式は採用し難い。	・運営期間中における組合の事業への関与、影響力の発揮が難しく、長期安定的な処理機能の確保に課題があり、本方式は採用し難い。

第3章 事業スキームの検討

3.1. 法的課題の整理

3.1.1. 法制度について

(1) 廃棄物処理及び清掃に関する法律上の制約

法的制約条件に係る内容として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）（以下「廃掃法」という。）について、整理する。

廃掃法上の留意事項には、次の 3 点が挙げられる。

- ① 業務委託に関する留意事項
- ② 施設の設置に関する留意事項
- ③ 所有権の移転に関する留意事項

(2) 業務委託に関する留意事項

民間活力を導入する PPP 手法（DBO 方式、PFI 方式）では、廃掃法に定められている「再委託の禁止」及び「委託の基準」に留意が必要であるが、公設公営方式で事業を行う場合と比べて特に法的規制を受ける事項はなく、後述のとおり従来の廃掃法の枠組みの中で、民間事業者の創意工夫により施設整備、運営管理を行うことが可能である。

◆再委託の禁止に係る措置

廃掃法第 7 条第 14 項において、「一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬または処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。」と、再委託を禁止している。

また、環境省から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づく業務委託における PFI 事業等の取扱いについて（通知）」（環廃対発第 16033010 号、平成 28 年 3 月 30 日）において、以下の見解が示されている。

市町村と SPC が業務委託契約を交わし、当該 SPC が請け負った業務において生じた残さである一般廃棄物の収集、運搬又は処分を、SPC が当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者（以下「処理業者」という。）に委託する場合、廃棄物処理法上の再委託に該当するが、次のいずれかに該当する場合は再委託に該当しない。

- 1 市町村、SPC 及び処理業者との間で当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る三者契約が締結されている場合
- 2 SPC が契約の事務手続や取次ぎのみを行い、市町村と処理業者との間で当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る委託契約が締結されている場合

◆一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

民間事業者が収集、運搬、処分（再生を含む）の委託を受ける場合には、施設等を有している必要がある。

民間事業者が市町村から委託を受けて収集、運搬、処分を行う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年9月23日政令第300号）（以下「廃掃法施行令」という。）第4条第1項では、「受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」と定められている。

公設公営方式で事業を実施する場合、処理後に発生する副生成物等の運搬、処分（再生を含む）は公共が直接行うほか、一般廃棄物の収集・運搬・処分等の許可を受けた民間事業者（以下「処理業者」という。）に委託することができる。処理業者に委託する場合には、事業方式によらず、処理業者自らが廃掃法上の委託基準を満たした運搬、処分を行う必要がある。

一方、PPP手法の場合には、SPC自らが処理事業者にならない場合が多いが、その場合であっても、当該業務をSPCの業務範囲とし、前述の環境省通知の手続きを経て、当該業務を処理業者に委託することができる。また、当該業務をSPCの業務範囲外とすることも含めて、検討する必要がある。

(3) 施設の設置に関する留意事項

廃掃法第8条第1項では、「一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。」（ただし、廃掃法第9条の3より公共が設置する場合は届出となる。）とされている。

通常、公設で焼却施設を整備する場合、県に一般廃棄物処理施設設置届を提出することで施設整備が可能となるが、PFI（BT0方式）の場合には、民間事業者が施設を設置することから、一般廃棄物処理施設設置許可申請が必要となる。設置許可申請においては、工事着工までに県知事の許可を受ける必要があり、公設の場合の事業スケジュールと比較して数ヵ月以上の期間を多く要することに注意が必要である。なお、DB0方式は公設であることから設置届による手続きとなり、設置許可申請と比べて手続に要する期間は短い。

また、廃掃法第8条第3項では、「前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。」とされており、PFI（BT0方式）の場合、生活環境影響調査も民間事業者が実施者となる場合がある。

表 3-1 事業手法による施設の設置に関する申請主体と届出・許可の別

事業手法	申請主体	届出・許可の別
公設公営方式	公共	届出
DBO方式	公共	届出
PFI(BT0方式)	民間事業者	許可

(4) 所有権の移転に関する留意事項

廃掃法第9条の5では、「廃掃法第8条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とされている。

したがって、施設設置後又は事業期間終了後に SPC から公共に施設の所有権を移転する PFI (BT0 方式) の場合には、予め譲渡に係る許可が必要となることに注意が必要である。

表 3-2 事業手法による施設所有権の譲受の際の許可の要否

事業手法	許可の要否
公設公営方式	不要
DBO 方式	不要
PFI(BT0 方式)	必要

3.1.2. 税制度について

(1) 固定資産税・都市計画税等の取扱い

固定資産税及び都市計画税は、施設の所有権を官民のどちらが有しているかにより、事業収支に大きな影響を及ぼす。

事業手法による課税措置は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 事業手法による課税措置

税目		公設公営	DBO	PFI (BTO)
施設所有権に伴う課税	固定資産税	非課税	非課税	非課税
	登録免許税	非課税	非課税	非課税
	不動産取得税	非課税	非課税	非課税
	都市計画税	非課税	非課税	非課税
SPC の取得に伴う課税	法人税(所得割)	—	課税	課税
	都道府県民税(法人税割)	—	課税	課税
	市町村民税(法人税割)	—	課税	課税
	法人事業税(所得割)	—	課税	課税
	事業所税(資産割)	—	非課税	非課税

【参考】税目の国税、都道府県税、市町村税の区分は以下のとおりである。

国税 : 登録免許税、法人税

都道府県税: 不動産取得税、都道府県民税、法人事業税

市町村税 : 固定資産税、都市計画税、市町村民税、事業所税

(2) 法人税の取扱い

通常、施設を長期間にわたって運営する場合、数年または 10 数年毎に大規模な修繕が発生する。サービス購入型の DBO 方式または PFI 方式で実施した場合、公共から民間事業者に対して支払われるサービス購入料は事業期間にわたって平準化されることがあり、大規模修繕費も分割されて支払われることになる。

一方、現行法では修繕積立金が認められていないため、各年度に支払われる「将来発生する大規模修繕費分を含んだ」サービス購入料のうち当該年度における大規模修繕費相当分は見かけ上「利益」と見なされ法人税が課せられることになる。その結果、課税分がサービス購入料に付加されることになり、公共の負担増となるため、VFM が低く算出される可能性がある。

3.1.3. 支援措置の整理

(1) 支援制度

① 交付金制度

廃棄物処理施設整備に対する環境省所管の交付金としては、現在以下の3つの交付金メニューがある。

- ① 循環型社会形成推進交付金
- ② 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）
- ③ 廃棄物処理施設整備交付金

①は、平成18（2006）年度に従来の補助金制度に代わって構築された制度で、地方公共団体への資金助成制度の本体となるものである。

②、③は、現状の資金需要が①のベースを大幅に上回っていることを解消し、新規施策強化等に対処するため平成27（2015）年度に創設された制度で、②は地球温暖化対策の強化のためエネルギー対策特別会計の活用を図るもの、③は大規模災害における災害対応拠点となりうる廃棄物処理施設の整備のための政策的な支援制度である。

交付率は、いずれの交付金メニューも交付対象事業費の1/3（ごみ焼却施設等の高効率エネルギー回収に必要な設備等は1/2（メニューによって1/2 交付対象設備の範囲は異なる））となっている。

なお、これらの交付金は、公設公営方式、DBO方式及びPFI方式のいずれの方式でも、適用可能である。

また、交付対象事業者は、交付対象事業を実施する地方公共団体及びPFI法第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む）である。

② 地方財政措置

廃棄物処理施設整備事業におけるPFI事業の場合の地方財政措置については、公設公営方式の場合と同様の取扱いとなることから、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日自治調第25号）に示されている。

なお、公設公営方式、DBO方式、PFI方式のいずれの方式でも、地方財政措置（起債、交付税措置）の活用は可能である。

地方財政措置に係る概要は、表3-4に示すとおりである。

表 3-4 地方財政措置に係る概要

項 目		内 容
財政措置の要件		・当該施設の所有権が一定期間経過後に当該地方公共団体に移転(当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。)するもの又は PFI 契約(地方公共団体と PFI 事業者の間で締結される PFI 事業に係る契約をいう。)が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。 ・通常当該施設を地方公共団体が整備する場合(以下「直営事業の場合」という。)に国庫補助負担制度*がある事業については、PFI 事業で整備する場合にも同等の措置が講じられること。 (*)廃棄物処理施設の整備にあたっては、「循環型社会形成推進交付金制度」が国庫補助負担制度に該当するため、当該措置が適用される。
財政措置の内容	国庫補助負担金が支出される PFI 事業	・地方公共団体が PFI 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合 ⇒地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。 ・地方公共団体が PFI 事業者に対し後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い、委託料等の形で分割して支出する場合 ⇒地方公共団体が負担する整備費相当分(金利相当額を含む。)について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。
	地方単独事業として実施される PFI 事業	・施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設(複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分)の場合 ⇒地方公共団体が PFI 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額(金利相当額を含む。)に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。 ・施設の種別に応じた財政措置に仕組みがない施設の場合 ⇒下記の要件を満たす施設について、地方公共団体が PFI 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額(用地取得費を含まず、金利相当額を含む。)の 20%に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。 (施設の要件) 通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設(無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設)であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。
	資金手当てのための地方債	・上記の財政措置に加えて、「財政措置の要件」を満たす PFI 事業について、地方公共団体が PFI 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を負担する場合には、必要に応じて資金手当てのための地方債措置を講じる。

(2) 資金調達方法

以上の支援措置を踏まえ、各事業方式の資金調達方法を表 3-5 に示す。市場調査実施後は、これら資金調達方法を踏まえて、VFM を検証する。

表 3-5 各事業方式の主な資金調達方法

事業方式	公的資金			民間資金	
	交付金	地方債	地方交付税	融資(金融機関からの借入)	出資
公設公営方式	○	○	○		
DBO 方式	○	○	○		○
PFI(BTO 方式)	○	○※	○	○	○

※BTO 方式の場合、一般的には地方債を活用せずに施設整備費を事業期間中に割賦払いするが、施設の所有権移転時に起債相当額を民間事業者に一括して支払い、残った額を事業期間中に割賦払いする方法も可能である。

(3) 交付金

廃棄物処理施設の整備に際しては、各事業方式について、公設の場合と同様の交付金が適用される。

(4) 地方債

公共が資金調達して施設整備行う公設公営方式、DBO 方式においては、地方債（一般廃棄物処理事業債等）を活用することができる。

また、PFI（BTO 方式）の場合、起債を活用することで、民間事業者による資金調達時の金利面の不利を低減でき、VFM の向上が期待できる。本調査においては、PFI（BTO 方式）の場合には起債を活用するものとして VFM の検討を行う。なお、一般廃棄物処理施設の施設整備費に起債を充当している事例には、浜松市、名古屋市、堺市等がある。

(5) 交付税措置

施設整備費に関しては、PFI 方式の場合にも、公設の場合と同様の交付税措置の適用が可能である。

ただし、構成市の一部が令和 3（2021）年度の交付税不交付団体にあたるため、本調査においては交付税措置を見込まない。

(6) 融資（プロジェクト・ファイナンス）

PFI 方式の場合、プロジェクトを遂行する PFI 事業会社（SPC）を設立して、プロジェクト・ファイナンスにより資金調達を行う。プロジェクト・ファイナンスとは、特定の事業（プロジェクト）に対する融資のことをいい、事業自体から生じる収益と事業の持つ資産を担保にして、資金を調達する方法である。

(7) 出資

PPP 手法の場合には、SPC の株主となる企業（企業グループ）が出資して、SPC を設立する。ただし、小規模施設等における DBO 方式の先行事例では、SPC を設立していない事例もある。

3.2. 事業範囲の検討

本項では、調査を実施する上で必要となる本事業で民間事業者が行う事業の範囲について、整理検討する。事業範囲及び役割分担の検討にあたっては、法的課題等を考慮しつつ、民間事業者のノウハウが活用でき、事業の効率化につながると想定される業務を民間事業者、事業監視や住民対応など公共が担うべき役割を組合が分担することを基本に検討を行う。

なお、役割分担については、第2章で抽出した公設公営方式（公設＋単年度ごとの運転委託＋単年度ごとの点検整備委託）、DBO方式、PFI（BT0方式）を対象とし、本事業における民間事業者への委託する範囲について、他事例も参考に以下のとおり整理する。

3.2.1. 事業範囲の整理

本事業の対象事業範囲を以下に示す。

表 3-6 対象事業範囲

業務の種類	内 容	事業範囲
設計・建設段階		
1 事前調査業務	施設整備を行う上で必要となる調査、関係機関との協議等を行う業務	○
2 設計・建設業務	本施設の設計、建設工事業務（許認可申請等を含む）	○
運営・維持管理段階		
1 ごみの収集・運搬業務	構成市内で発生するごみの収集及び本施設への運搬を行う業務	対象外
2 受付・受入管理業務	搬入されたごみの受付業務（計量、料金徴収、誘導等）	○
3 運転管理業務	搬入されたごみを処理するための施設の運転管理業務	○
4 用役管理業務	薬剤、助燃材等の用役の確保、管理業務	○
5 維持管理業務	事業期間終了まで性能を維持するために必要となる点検作業、修理、改造等を行う業務	○
6 環境管理業務	運営時の環境保全、環境測定、作業環境の保全を行う業務	○
7 情報管理業務	各種報告書の作成、データ管理等の情報関連業務	○
8 資源化促進業務	副生成物等の資源化を行うための品質管理、引取り先の確保等を行う業務	○
9 余熱利用業務	焼却処理により発生する熱の有効利用を行う業務（発電及び場内・場外への蒸気供給等）	○
10 最終処分業務	処理後発生する副生成物等の最終処分物の運搬・処分等を行う業務	○
11 その他業務	周辺住民等の近隣対応や見学者の対応、敷地内の警備、清掃等を行う業務	○

3.2.2. 官民の役割分担

3.3.1 で検討した対象事業範囲を基に各業務をさらに細分化し、組合と民間事業者の役割分担について検討を行う。本事業において、特に検討すべきポイントとしては、(1) 受付業務、(2) 副生成物等の取扱い、(3) 売電収入の帰属先の3つが考えられる。

(1) 受付業務

受付業務では、ごみの搬入車両の受付、計量、車両誘導、直接搬入ごみの料金徴収等を行う。住民と直に接する業務であることから、公共が行う事例もあるが、計量施設と焼却施設プラントホームとの連携、人員配置の効率化等の面からは、民間事業者の役割とすることが望ましい。以上より、本事業においては、受付業務は民間事業者の役割とする。

なお、直接搬入ごみの処理手数料収入は、組合の帰属とする。

(2) 副生成物等の取扱い

本施設から発生する副生成物等の取扱いを検討する。

副生成物等の運搬、処理・処分等の役割分担は、前述した廃掃法上の「再委託の禁止」に留意して決定する必要がある。運搬、資源化、処理・処分の各業務について図 3-1、表 3-7 に整理する。

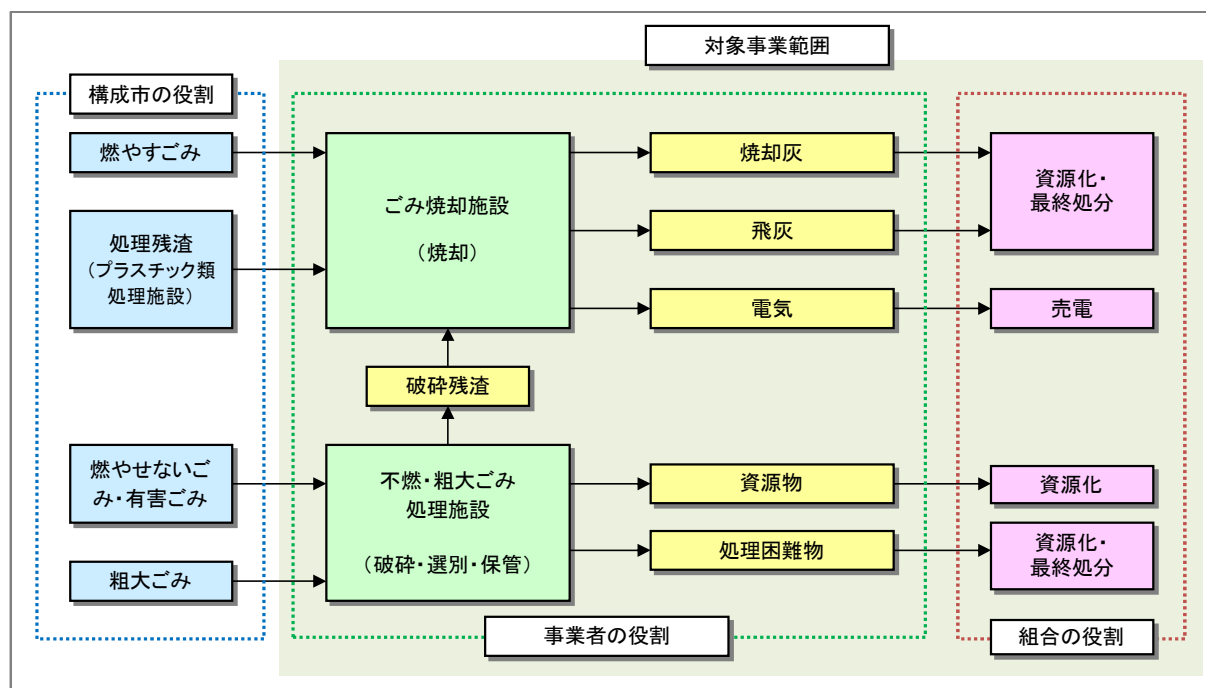


図 3-1 事業範囲

表 3-7 主な副生成物の種類と処理・処分

副生成物等	処理・処分
焼却灰	資源化(民間委託)または最終処分
飛灰	資源化(民間委託)または最終処分
資源物	資源化(売却)
処理困難物	資源化(民間委託)または最終処分(民間委託による適正処理を含む)

① 副生成物等の運搬

副生成物等の運搬について、民間事業者の業務範囲とする場合、民間事業者のタイミングで効率的に運搬業務を行えるといったメリットがある。しかし、副生成物等の運搬を事業契約内で対応する場合には、運営事業者自らが運搬人員、運搬車両等を配置して実施する必要があることから、組合が運搬業者に直接委託する場合と比較して、コストが増大する可能性が高い。

また、「3.1 法的課題の整理」に示した環境省通知のとおり、副生成物等については運営事業者である SPC 自らが運搬業務を実施しない限り、運搬に係る契約が事業契約とは別に締結する必要があることから、民間事業者が資源化を行う品目以外の運搬は民間事業者の業務範囲から除外し、組合が直接運搬業者を選定して委託する方が、組合にとって自由度が大きく、将来的に処分方法（資源化を含む）に変更が生じた場合等にも対応がしやすいと考えられる。以上より、副生成物等の運搬は組合の役割とする。

② 副生成物等の資源化及び最終処分

施設で回収された副生成物等の外部資源化について、「再委託の禁止」に抵触するかどうかは、基準や国の見解等が明示されているわけではないが、PPP 手法における先行事例では、有価物として扱えるか否かを判断基準としている事例が多い。

- 有価物として売却する資源物：一般廃棄物ではないため、再委託には該当しない。
- 引取り料・委託料等を支払う必要がある資源物：一般廃棄物であり、再委託に該当するおそれがある。

不燃・粗大ごみ処理施設から発生する資源物は「有価物として売却する資源物」に該当するが、資源物の売却費用は、ごみ質の変動や分別制度、社会情勢等の影響を受けて変動することから、売却先の確保を民間事業者の役割とした場合には、民間事業者に過度のリスク負担を強いる可能性があり、民間事業者の役割とする効果は期待できない。そのため、資源物の資源化は組合の役割とする。

ごみ焼却処理施設から発生する焼却灰や飛灰を資源化する場合は、資源化処理に係る委託料を支払う必要があり、再委託に該当する。したがって、焼却灰及び飛灰を資源化する場合は組合の役割とする。

焼却灰、飛灰及び処理困難物の最終処分は、いずれも廃掃法上の再委託に該当する。また、これら最終処分物の発生量は、ごみ量・ごみ質の変動に影響されるとともに、特に処理困難物の発生量を予め精度よく見込むことは難しいことから、運搬と同様の考えで、最終処分物の処分は組合の役割とする。

以上より、各種副生成物の取扱い、以下のとおりとする。

表 3-8 副生成物等の取扱い

副生成物等の処理方針	運搬	資源化	処分
焼却灰の資源化または最終処分	組合	組合	組合
飛灰の資源化または最終処分	組合	組合	組合
資源物の資源化	組合	組合	—
処理困難物の資源化または最終処分(適正処理を含む)	組合	組合	組合

(3) 売電収入の帰属

売電収入の帰属を組合と民間事業者のいずれとするかを検討する。売電収入は、帰属先によって次の特徴がある。

表 3-9 売電収入の帰属先によるメリット・デメリット

	公共の帰属	民間事業者の帰属
メリット	・売電収入が減少した場合でも、SPC 経営に影響を及ぼすことがなく、事業の安定性が保たれる。 ・ごみ質・ごみ量の変動、制度変更等に伴う売電収入の変動リスクは、公共が直接負担するため、委託料へのリスクコストの上乗せは生じない。	・売電収入最大化へのインセンティブ(動機づけ)が働く(運転の工夫、節電の取組、売却先の開拓・交渉等)。 ・売電に係る公共の事務(売却先の選定、契約等)が減る。
デメリット	・民間事業者による売電収入最大化のインセンティブ(動機づけ)が働きにくい。 ・売電に係る事務手続き(売却先の選定、契約等)が発生する。 (公共帰属の場合でも、民間事業者による売却先の提案、契約、事務手続きの協力等は可能である。)	・ごみ質・ごみ量の変動、制度変更等に伴う売電収入の変動リスクが委託料に上乗せされ、委託料が過大となる可能性がある。 (民間事業者帰属の場合でも、一定範囲を超えるごみ質・ごみ量の変動、買取単価の変動、制度変更に伴う売電収入の変動については、公共の負担となる。)

効率性の面では、売電収入最大化へのインセンティブ(動機づけ)が働くため、民間事業者帰属の方が有利と考えられるが、近年は発電に係る制度や電力情勢の見通しが難しいことに加え、施設規模等の事業条件によっては、民間事業者は売電収入の変動リスクは高いものと捉えられている。一般的に、施設規模が小さい場合には、売電収入による変動が大きく、リスクが高いと考えられており、200 t/日未満の施設では公共帰属、200 t/日以上施設では、民間事業者帰属としていることが多い。これは、施設規模が大きくなるにつれ、1 炉運転時においても売電が可能となることから安定した売電が可能であり、また買電も全炉停止時のみに限定されるなど、特に支出に係る費用変動リスクが抑えられることから、民間事業者帰属として事業の効率化を図っているものと考えられる。

ただし、近年においては、電力に係る制度や情勢が不透明であり、長期に渡った見通しが困難なことなどから、施設規模によらず、公共帰属や公共・民間事業者による配分とする事例が増えている。

本事業においては、施設規模が 175 t/日であり、民間事業者帰属とする一定のメリットはあるが、電力情勢の見通しが困難なこと等を踏まえて、売電収入の帰属先は組合を基本とする。

ただし、民間事業者による売電収入最大化のインセンティブ(動機づけ)を働かせるために、民間事業者に売電に係るインセンティブ(動機づけ)を付与することなどを今後検討することとする。

(4) 事業方式毎の役割分担

以上の検討を踏まえ、各事業方式の役割分担を表 3-10 に示す。

表 3-10 事業方式別役割分担

業務の種類		中項目	役割分担				備考		
			公設公営方式		DBO方式			PFI(BTO方式)	
			組合	事業者	組合	事業者		組合	事業者
大項目									
設計・建設業務	事前調査業務	1	用地の確保	○		○			
		2	測量・地質調査	○	△	○	△	○	△
		3	生活環境影響調査	○		○		○	△
		4	関係機関との協議	○	△	○	△	△	○
	設計・建設業務	5	施設の設計		○		○		○
		6	施設の建設工事		○		○		○
		7	許認可申請等	○	△	○	△	△	○
		8	交付金申請	○	△	○	△	○	△
		9	本施設の運転等に係る指導		○		○		○
		10	設計/施工監理	○		○		△	○
		11	近隣対応	○	○	○	○	○	○
受付・受入管理業務	12	搬出入車両管理		○		○		○	
	13	受付		○		○		○	
	14	計量		○		○		○	
	15	直接搬入ごみの料金徴収代行		○		○		○	
	16	車両誘導		○		○		○	
	17	プラットホーム監視		○		○		○	
	18	運転管理計画の作成	○	△		○		○	
運転管理業務	19	運転管理(適正運転)		○		○		○	
	20	運転管理記録の作成・報告		○		○		○	
	21	用役利用計画の作成	○			○		○	
	22	用役の確保	○			○		○	
用役管理業務	23	用役利用記録の作成・報告	○	△		○		○	
	24	点検計画及び維持・補修計画の策定	○	△		○		○	
維持管理業務	25	長寿命化計画の見直し	○	△		○		○	
	26	点検・検査		○		○		○	
	27	補修・修繕		○		○		○	
	28	消耗品、予備品の調達、管理	○	△		○		○	
	29	点検・補修記録の作成・報告	○	△		○		○	

業務の種類		中項目	役割分担				備考		
			公設公営方式		DBO方式			PFI(BTO方式)	
			組合	事業者	組合	事業者		組合	事業者
大項目									
環境管理 業務	30	環境保全計画の作成	○			○	○		
	31	環境保全		○		○	○		
	32	環境測定	○※			○	○	※ 別途、民間事業者に委託	
	33	作業環境管理	○	○		○	○		
	34	環境管理記録の作成・報告	○	△		○	○		
情報管理 業務	35	施設情報等データ管理	○			○	○		
	36	設計図書等の管理	○			○	○		
資源化促 進業務	37	資源化促進計画の作成	○			○	○	溶融スラグ、メタル等	
	38	資源化物の品質確保、適正貯留・保管		○		○	○		
	39	資源化物の搬出		○		○	○	引渡し時の構内積込作業	
	40	資源化物の資源化	○		○		○		
余熱利用 業務	41	余熱利用計画の作成	○	△		○	○		
	42	発電		○		○	○		
	43	売電収入	○		○	△	○	△	
	44	余熱供給		○		○	○		
	45	余熱利用記録の作成・報告	○	△		○	○		
最終処分 業務	46	最終処分計画の作成	○			○	○		
	47	最終処分物の適正貯留		○		○	○		
	48	最終処分物の搬出		○		○	○	引渡し時の構内積込作業	
	49	最終処分物の運搬	○※		○※	○※	○※	※ 別途、民間事業者に委託	
	50	最終処分物の処分	○			○	○		
その他業務	51	見学者対応	○	△		○	△	行政視察は市が対応	
	52	近隣対応	○		○	○	○	相応の責による分担となる。	
	53	清掃	○※			○	○	※ 別途、民間事業者に委託	
	54	警備	○※			○	○	※ 別途、民間事業者に委託	
	55	モニタリング	○		○	○	○	事業者はセルフモニタリングを実施	
	56	所有権移転	－	－	－	－	－		
	運営業務								

凡例) ○:主分担 △:副分担

3.3. リスク分担の検討

PPP 手法における官民のリスク分担については、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（令和3年6月18日改正）に示されている以下のリスク分担の考え方に基づき、「3.2 事業範囲の検討」を踏まえて、表 3-11 のとおり設定する。

リスクの分担等の基本的留意点

- ・選定事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて協定等で取り決めることに留意する必要がある。
- ・リスクを分担する者
公共施設等の管理者等と選定事業者のいずれが、
 - (イ) リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力
 - (ロ) リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力を有しているかを検討し、かつリスクが顕在化する場合のその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクを分担する者を検討する。

出典：PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン

具体的には、民間事業者が管理できるリスク及び民間事業者に帰責事由のあるリスクは、民間事業者の分担とし、それ以外は、組合が分担とすることを基本とする。なお、公設公営方式については、原則として、全て組合の責任となる。